第７次水質総量規制の概要

平成 26 年６月
春日井市

目次

１　水質汚濁防止法の概要‥‥‥

第７次水質総量規制の概要

１　水質汚濁防止法の概要

水質汚濁防止法（以下「法」という。）では、特定施設を設置する工場・事業場の排水規制（排水基準、総量規制基準）を実施し、公共用水域の水質の保全を図ることを目的としています。

総量規制基準は、伊勢湾に流入する汚濁負荷量を削減するため、伊勢湾とこれに流入する公共用水域に排出水を排出する工場・事業場で日平均排水量が50㎥／日以上ある特定事業場（以下「指定地域内事業場」という。）に適用されます。

化学的酸素要求量（ＣＯＤ）については、昭和55年から規制基準（第１～５次総量規制基準）が定められており、平成14年の第５次水質総量規制からは、窒素含有量及びりん含有量が追加されています。ＣＯＤ、窒素含有量及びりん含有量の全ての総量規制指定項目について、19年９月１日から第６次水質総量規制基準が、24年５月１日から第７次水質総量規制基準がそれぞれ施行されています。

２　総量規制基準（法第４条の５第１項及び第２項）

総量規制基準は愛知県告示第399～401号（平成24年６月22日告示）により、ＣＯＤ、窒素含有量、りん含有量について定められており、一律の基準ではなく、指定地域内事業場の業種、排水量により規制基準値は異なり、同告示に示す算式により算定した汚濁負荷量が規制基準値となります。

○　法第４条の５第１項及び第２項の規定に基づくＣＯＤに係る総量規制基準
（愛知県告示第399号　　資料１参照）

○　法第４条の５第１項及び第２項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準
（愛知県告示第400号　　資料２参照）

○　法第４条の５第１項及び第２項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準
（愛知県告示第401号　　資料３参照）

また、第７次総量規制基準の適用年月日は次のとおりです。

○　新設事業場：　平成24年５月１日～　　第７次総量規制基準

○　既設事業場：　平成26年４月１日～　　第７次総量規制基準
（ただし、既設事業場において平成24年５月１日以降、法第５条又は第７条の規定に基づき、特定施設の設置又は構造等の変更がされた場合、これに伴い増加した排水量については、当該届出に係る特定施設の設置又は構造等の変更がされた日からＣＯＤ、窒素含有量、りん含有量ともに第７次総量規制基準が適用されます。）

３　汚濁負荷量の測定（法第14条第２項）

ＣＯＤ及び窒素、りん含有量の汚濁負荷量の測定は、下記のとおり行い、測定結果を３年間保存することとされています。また、指定地域内事業場から排出水を排出しようとするとき又は当届出に係る測定手法を変更しようとするときは、あらかじめ、法第14条第３項に基づき汚濁負荷量の測定手法を春日井市長に届出する必要があります。（記入例：Ｐ78～91参照）

○　ＣＯＤ、窒素及びりん含有量に係る汚濁負荷量の測定頻度

日平均排水量が	400㎥／日以上　　の事業場	排水の期間中毎日
同	200㎥／日以上400㎥／日未満の事業場	１回／７日以上
同	100㎥／日以上200㎥／日未満の事業場	１回／14日以上
同	50㎥／日以上100㎥／日未満の事業場	１回／30日以上

○　ＣＯＤ、窒素及びりん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法
資料４（Ｐ38～64）参照

水質汚濁防止法第４条の５第１項及び第２項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準

（平成24年２月24日　愛知県告示第118号）

［改正］　平成24年６月22日　愛知県告示第399号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第４条の５第１項及び第２項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第２第２号ロに掲げる指定地域内の特定事業場で、１日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、化学的酸素要求量に係る総量規制基準を次のように定め、平成24年５月１日から施行し、平成19年愛知県告示第426号（水質汚濁防止法第４条の５第１項及び第２項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準）は、平成24年４月30日限り廃止する。

ただし、この告示の施行の日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第５条又は第７条の届出がされているものを含む。）に係る次の第１項に規定するＣｃ並びに次の第２項に規定するＣｃｊ、Ｃｃｉ及びＣｃｏに係る業種その他の区分及びその区分ごとの値（同日以後に特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量に係るものを除く。）については、次の第１項及び第２項の規定にかかわらず、平成26年３月31日までの間は、なお従前の例による。

また、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、法第12条第２項の規定により同条第１項の規定の適用が猶予されるものについては、平成24年11月24日までは、この告示の規定は適用しない。

１　法第４条の５第１項の規定による総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

(1)　$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$

この式において、Ｌｃ、Ｃｃ及びＱｃは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ｌｃ　排出が許容される汚濁負荷量（単位　１日につきキログラム）
Ｃｃ　別表の第３欄(1)に掲げる化学的酸素要求量（単位　１リットルにつきミリグラム）
Ｑｃ　特定排出水の量（単位　１日につき立方メートル）

(2) ア　昭和55年７月１日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第５条又は第７条の規定による届出がされているものを含む。）

イ　水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。）の施行により昭和57年７月１日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第５条又は第７条の規定による届出がされているものを含む。）

ウ　水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。）の施行により昭和58年１月１日前に新たに指定地域内事業場となった事業場（同日前に法第５条又は第７条の規定による届出がされているものを含む。）

エ　水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和63年政令第252号。以下「昭和63年改正政令」という。）の施行により平成元年４月１日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第５条又は第７条の規定による届出がされているものを含む。）

オ　水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成２年政令第266号。以下「平成２年

改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

カ　水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成３年政令第240号。以下「平成３年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

キ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成９年政令第269号。以下「平成９年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

ク　水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第173号。以下「平成10年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

ケ　水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第412号。以下「平成11年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

コ　水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第201号。以下「平成13年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

サ　平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

２　法第４条の５第２項の規定に基づき、前項の総量規制基準に代えて適用する総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

(1)　$Lc=(Ccj\cdot Qcj+Cci\cdot Qci+Cco\cdot Qco)\times 10^{-3}$

この式において、Ｌｃ、Ｃｃｊ、Ｃｃｉ、Ｃｃｏ、Ｑｃｊ、Ｑｃｉ及びＱｃｏは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ｌｃ　排出が許容される汚濁負荷量（単位　１日につきキログラム）

Ｃｃｊ　別表の第３欄(3)に掲げる化学的酸素要求量（単位　１リットルにつきミリグラム）

Ｃｃｉ　別表の第３欄(2)に掲げる化学的酸素要求量（単位　１リットルにつきミリグラム）

Ｃｃｏ　前項の式において用いられるＣｃと同じ値（単位　１リットルにつきミリグラム）

Ｑｃｊ　平成３年７月１日（(2)カに掲げる指定地域内事業場にあっては平成３年10月１日、(2)キに掲げる指定地域内事業場にあっては平成９年12月１日、(2)クに掲げる指定地域内事業場にあっては平成10年６月17日、(2)ケに掲げる指定地域内事業場にあっては平成12年３月１日、(2)コに掲げる指定地域内事業場にあっては平成13年７月１日、(2)サに掲げる指定地域内事業場にあっては平成24年５月25日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位　１日につき立方メートル）

Ｑｃｉ　昭和55年７月１日（(2)イに掲げる指定地域内事業場にあっては昭和57年７月１日、(2)ウに掲げる指定地域内事業場にあっては昭和58年１月１日、(2)エに掲げる指定地域内事業場にあっては平成元年４月１日、(2)オに掲げる指定地域内事業場にあっては平成３年４月１日）から平成３年６月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量。ただし、(2)カからサまでに掲げる指定地域内事業場に係る特定排出水の量を除く。（単位　１日につき立方メートル）

Ｑｃｏ　特定排出水の量（Ｑｃｊ及びＱｃｉを除く。）（単位　１日につき立方メートル）

(2)　ア　昭和55年７月１日以後に法第５条又は第７条の規定による届出がされた指定地域内事業場（イからサまで及び前項(2)イからサまでに掲げるものを除く。）

イ　昭和56年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、昭和57年７月１日以後に法第５条又は第７条の規定による届出がされたもの

ウ　昭和57年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった事業場のうち、昭和58年１月１日以後に法第５条又は第７条の規定による届出がされたもの

エ　昭和63年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、

平成元年４月１日以後に法第５条又は第７条の規定による届出がされたもの

オ　平成２年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成３年４月１日以後に法第５条又は第７条の規定による届出がされたもの

カ　平成３年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成３年10月１日以後に法第５条又は第７条の規定による届出がされたもの

キ　平成９年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成９年12月１日以後に法第５条又は第７条の規定による届出がされたもの

ク　平成10年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成10年６月17日以後に法第５条又は第７条の規定による届出がされたもの

ケ　平成11年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成12年３月１日以後に法第５条又は第７条の規定による届出がされたもの

コ　平成13年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成13年７月１日以後に法第５条又は第７条の規定による届出がされたもの

サ　平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年５月25日以後に法第５条又は第７条の規定による届出がされたもの

３　一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る第１項又は第２項の総量規制基準は、当該業種等ごとに第１項又は第２項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量とする。

別表

整理番号	業種その他の区分			化学的酸素要求量（単位１リットルにつきミリグラム）			備　　考
				(1)	(2)	(3)	
2	畜産農業			100	70	70	
3	天然ガス鉱業			60	60	60	
4	非金属鉱業			20	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業			40	40	30	
6	乳製品製造業			30	30	20	平成８年９月１日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量（以下「平成８年９月１日前の特定施設に係る量」という。）にあっては、第３欄(3)の値は、30とする。
7	畜産食料品製造業（前２項に掲げるものを除く。）			40	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業			40	40	30	
9	寒天製造業			55	55	55	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業			30	30	20	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	30	30	20	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	30	30	30	
12	冷凍水産物製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	30	30	20	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	40	40	30	
13	冷凍水産食品製造業			40	40	30	
14	水産食料品製造業（整理番号８の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）			40	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業			30	30	30	
16	野菜漬物製造業			40	40	30	
17	味そ製造業			70	70	30	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業			70	70	40	

19	うま味調味料製造業			20	20	20	
20	ソース製造業			30	30	30	
21	食酢製造業			40	40	30	
22	砂糖精製業			40	40	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業			50	50	30	
24	小麦粉製造業			30	30	30	
25	パン製造業			30	30	20	
26	生菓子製造業			40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業			40	40	30	
28	米菓製造業			40	40	40	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）			40	40	30	
30	植物油脂製造業			40	40	30	
31	動物油脂製造業			40	40	30	
32	食用油脂加工業			40	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業			50	50	40	
34	穀類でんぷん製造業			50	50	40	
35	めん類製造業			30	30	30	
37	豆腐・油揚製造業			30	30	30	
38	あん類製造業			60	60	40	
39	冷凍調理食品製造業			30	20	20	
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの			30	30	30	
41	清涼飲料製造業			20	20	20	
42	果実酒製造業			30	30	30	
43	ビール製造業			30	30	30	
44	清酒製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	30	30	30	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	40	40	30	
45	蒸留酒・混成酒製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	30	30	20	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	40	30	20	
46	インスタントコーヒー製造業			20	20	20	

47	配合飼料製造業			20	20	20	
48	単体飼料製造業			20	20	20	
49	有機質肥料製造業			30	20	20	
50	たばこ製造業			30	20	20	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）			30	30	30	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの			75	75	70	
57	繊維工業で麻製繊工程に係るもの			90	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの			40	40	30	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）			80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの			90	90	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	60	50	50	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	80	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	70	50	50	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	80	50	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの			90	90	80	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの			70	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの			40	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの			40	40	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの			40	40	40	

68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	30	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	30	30	30	接着機洗浄水を循環するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10、10とする。
75	木材薬品処理業	20	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	70	70	70	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	50	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	70	70	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあっては、第３欄(1)の値は、80とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	60	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	90	90	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70	

86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	50	40	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	
90	手すき和紙製造業	90	90	80	
91	塗工紙製造業	20	20	20	
92	段ボール製造業	20	20	15	
93	重包装紙袋製造業	70	70	70	
94	セロファン製造業	25	25	15	
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	80	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	50	50	50	
101	製版業	50	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30	
103	複合肥料製造業	30	30	30	
104	化学肥料製造業（前２項に掲げるものを除く。）	30	30	30	
105	ソーダ工業	20	20	20	
106	電炉工業	20	20	20	
107	無機顔料製造業	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。

108	無機化学工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	20	(ｱ)　硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。 (ｲ)　希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	(ｱ)　青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、150とする。 (ｲ)　塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (ｳ)　エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	(ｱ)　乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。 (ｲ)　クロロプレンゴム製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。

113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	50	50	50	(ｱ)　有機ゴム薬品製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260、260とする。 (ｲ)　有機農薬原体製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	60	50	40	
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	(ｱ)　青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (ｲ)　塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (ｳ)　エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	110	110	
118	コールタール製品製造業	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。
120	プラスチック製造業	30	30	30	(ｱ)　メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。 (ｲ)　硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。

121	合成ゴム製造業	40	40	40	(ｱ)　乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (ｲ)　クロロプレンゴム製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	50	50	(ｱ)　有機ゴム薬品製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160、160、160とする。 (ｲ)　有機農薬原体製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	
125	合成繊維製造業	30	30	30	アクリル系繊維製造工程にあっては、第３欄(1)及び(2)の値は、それぞれ、60、40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	20	10	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40	
129	塗料製造業	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	平成８年９月１日前の特定施設に係る量にあっては、第３欄(3)の値は、70とする。
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。

137	農薬製造業	30	30	20	
138	合成香料製造業	120	110	110	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	160	160	130	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。
149	コークス製造業	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業（前２項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
154	なめしかわ製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	50	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	

165	生コンクリート製造業	15	10	10	
166	コンクリート製品製造業	10	10	10	
167	セメント製品製造業（前２項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	砕石製造業	20	20	20	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	20	20	
172	うわ薬製造業	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。
175	フェロアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	20	20	20	
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	20	
183	伸鉄業	10	10	10	
184	磨棒鋼製造業	10	10	10	
185	引抜鋼管製造業	10	10	10	
186	伸線業	20	10	10	
187	ブリキ製造業	20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	
189	めっき鋼管製造業	20	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	
192	鍛鋼製造業	10	10	10	
193	鍛工品製造業	15	10	10	
194	鋳鋼製造業	15	10	10	
195	銑鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	15	10	10	
196	鋳鉄管製造業	10	10	10	

197	可鍛鋳鉄製造業			10	10	10	
198	鉄粉製造業			10	10	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）			15	10	10	
200	非鉄金属製造業			20	10	10	
201	電気めっき業			40	40	40	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）			20	10	10	電気めっき工程又は塗装工程にあっては、第３欄(2)及び(3)の値は、20とする。
203	一般機械器具製造業			20	10	10	電気めっき工程又は塗装工程にあっては、第３欄(2)及び(3)の値は、20とする。
204	電子回路製造業			20	20	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業			15	10	10	電気めっき工程又は塗装工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、20とする。
206	輸送用機械器具製造業			20	10	10	電気めっき工程又は塗装工程にあっては、第３欄(2)及び(3)の値は、20とする。
207	精密機械器具製造業			15	10	10	電気めっき工程又は塗装工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15、15とする。
208	ガス製造工場			20	20	20	
209	下水道業	ア	活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの（繊維工業の排水を主として処理する公共下水道を除く。）	20	20	20	
		イ	高速散水ろ床法、モディファイドエアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの（繊維工業の排水を主として処理する公共下水道を除く。）	40	40	40	
		ウ	繊維工業の排水を主として処理する公共下水道	40	40	40	
210	空瓶卸売業			30	20	20	

211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第６条に規定する施設をいう。）	30	30	30	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	30	
213	飲食店	50	40	30	平成18年２月１日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第３欄(1)及び(2)の値は、30とする。
214	宿泊業	50	40	30	平成18年２月１日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第３欄(1)及び(2)の値は、30とする。
215	リネンサプライ業	40	40	30	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	30	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	60	60	60	
219	自動車整備業	20	20	20	
220	病院	30	30	30	平成18年２月１日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第１項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	30	30	30	(ｱ)　第２欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものにあっては、第３欄(1)の値は、40とする。 (ｲ)　第２欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものであって、昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあっては、第３欄(1)及び(2)の値は、40とする。 (ｳ)　平成18年２月１日以後に設置されるものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。 (ｴ)　(ｳ)のうち、建築基準法施行令第32条第３項第２号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、25、25とする。

222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第１項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）			50	50	40	(ｱ)　昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあっては、第３欄(1)及び(2)の値は、70とする。 (ｲ)　平成18年２月１日以後に設置されるものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	ア	日平均排水量3,000立方メートル以上のものに限る。	40	30	20	昭和62年６月30日以前に設置されたものにあっては、第３欄(2)の値は、40とする。
		イ	日平均排水量3,000立方メートル未満のものに限る。	50	30	20	昭和62年６月30日以前に設置されたものにあっては、第３欄(2)及び(3)の値は、それぞれ、40、30とする。
224	ごみ処理業			30	30	30	
225	廃油処理業			20	20	20	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）			20	20	20	
227	死亡獣畜取扱業			40	40	40	
228	と畜場			40	40	40	
229	中央卸売市場			20	20	20	
230	地方卸売市場			20	20	20	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第２号）第１条の２各号に掲げるものをいう。）			20	20	20	
232	整理番号２の項から前項までに分類されないもの	ア	し尿浄化槽（処理対象人員が200人以下のもの）、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの	60	40	40	
		イ	その他	20	20	20	

水質汚濁防止法第４条の５第１項及び第２項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準

（平成24年２月24日　愛知県告示第119号）

［改正］　平成24年６月22日　愛知県告示第400号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第４条の５第１項及び第２項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第２第２号ロに掲げる指定地域内の特定事業場で、１日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、窒素含有量に係る総量規制基準を次のように定め、平成24年５月１日から施行し、平成19年愛知県告示第427号（水質汚濁防止法第４条の５第１項及び第２項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準）は、平成24年４月30日限り廃止する。

ただし、この告示の施行の日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第５条又は第７条の届出がされているものを含む。）に係る次の第１項に規定するＣｎ並びに次の第２項に規定するＣｎｉ及びＣｎｏに係る業種その他の区分及びその区分ごとの値（同日以後に特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量に係るものを除く。）については、次の第１項及び第２項の規定にかかわらず、平成26年３月31日までの間は、なお従前の例による。

また、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、法第12条第２項の規定により同条第１項の規定の適用が猶予されるものについては、平成24年11月24日までは、この告示の規定は適用しない。

１　法第４条の５第１項の規定による総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

(1)　$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$

この式において、Ｌｎ、Ｃｎ及びＱｎは、それぞれ次の値を表すものとする。

- Ｌｎ　排出が許容される汚濁負荷量（単位　１日につきキログラム）
- Ｃｎ　別表の第３欄(1)に掲げる窒素含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）
- Ｑｎ　特定排出水の量（単位　１日につき立方メートル）

(2)ア　平成14年10月１日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第５条又は第７条の規定による届出がされているものを含む。）

イ　平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

２　法第４条の５第２項の規定に基づき、前項の総量規制基準に代えて適用する総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

(1)　$Ln = (Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$

この式において、Ｌｎ、Ｃｎｉ、Ｃｎｏ、Ｑｎｉ及びＱｎｏは、それぞれ次の値を表すものとする。

- Ｌｎ　排出が許容される汚濁負荷量（単位　１日につきキログラム）
- Ｃｎｉ　別表の第３欄(2)に掲げる窒素含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）
- Ｃｎｏ　前項の式において用いられるＣｎと同じ値（単位　１リットルにつきミリグラム）
- Ｑｎｉ　平成14年10月１日（(2)イに掲げる指定地域内事業場にあっては平成24年５月25日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位　１日につき立方メートル）
- Ｑｎｏ　特定排出水の量（Ｑｎｉを除く。）（単位　１日につき立方メートル）

(2)ア　平成14年10月１日以後に法第５条又は第７条の規定による届出がされた指定地域内事業場

イ　平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年５月25日以後に法第５条又は第７条の規定による届出がされたもの

３　一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る第１項又は第２項の総量規制基準は、当該業種等ごとに第１項又は第２項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量とする。

別表

整理番号	業種その他の区分			窒素含有量（単位１リットルにつきミリグラム）		備　　考
				(1)	(2)	
2	畜産農業			120	70	総面積が50平方メートル以上の豚房施設を有するものにあっては、第３欄(1)の値は、200とする。
3	天然ガス鉱業			60	60	
4	非金属鉱業			10	10	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	35	25	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	50	25	
6	乳製品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
7	畜産食料品製造業（前２項に掲げるものを除く。）			30	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業			20	10	
9	寒天製造業			20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業			20	10	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	25	20	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	35	20	
12	冷凍水産物製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	45	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	55	15	
13	冷凍水産食品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	45	30	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	55	40	

14	水産食料品製造業（整理番号８の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	45	30	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	50	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
16	野菜漬物製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	10	
17	味そ製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	20	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	40	30	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	50	35	
19	うま味調味料製造業			20	10	
20	ソース製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
21	食酢製造業			20	10	
22	砂糖精製業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業			15	10	
24	小麦粉製造業			20	10	

25	パン製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
26	生菓子製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
27	ビスケット類・干菓子製造業			15	10	
28	米菓製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	10	
30	植物油脂製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
31	動物油脂製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
32	食用油脂加工業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業			20	10	
34	穀類でんぷん製造業			20	15	

35	めん類製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	20	
37	豆腐・油揚製造業			30	20	
38	あん類製造業			20	15	
39	冷凍調理食品製造業			25	10	
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
41	清涼飲料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
42	果実酒製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
43	ビール製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
44	清酒製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
45	蒸留酒・混成酒製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
46	インスタントコーヒー製造業			20	10	

47	配合飼料製造業			15	10	
48	単体飼料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	30	20	
49	有機質肥料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	30	20	
50	たばこ製造業			20	10	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）			20	10	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの			20	15	
57	繊維工業で麻製繊工程に係るもの			15	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	綿織物捺染工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、55とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	20	

61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの			20	15	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの			15	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの			20	10	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）			20	15	
69	一般製材業又は木材チップ製造業			20	10	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業			10	10	
75	木材薬品処理業			20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの			10	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの			10	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの			10	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）			10	10	

80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	10	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	10	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	10	10	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	15	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	15	10	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	10	10	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	10	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	15	10	
89	機械すき和紙製造業	10	10	
90	手すき和紙製造業	10	10	
91	塗工紙製造業	10	10	
92	段ボール製造業	10	10	
93	重包装紙袋製造業	10	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	20	10	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	

100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	25	20	新聞その他の出版物を印刷するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	30	25	
101	製版業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	30	20	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業			15	10	(ｱ)　アンモニア製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。 (ｲ)　アンモニア誘導品製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。 (ｳ)　尿素製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、700、700とする。
103	複合肥料製造業			15	10	
104	化学肥料製造業（前２項に掲げるものを除く。）			10	10	
105	ソーダ工業			10	10	
106	電炉工業			15	10	
107	無機顔料製造業			35	25	黄鉛顔料製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
108	無機化学工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）			50	40	(ｱ)　バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (ｲ)　酸化コバルト製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (ｳ)　モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。

				(ｴ)　イットリウム酸化物製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (ｵ)　酸化銀製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (ｶ)　酸化ジルコニウム製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (ｷ)　窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、15とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	

115	脂肪族系中間物製造業	20	15	(ｱ)　窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、20とする。 (ｲ)　青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、300、300とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業	30	20	
118	コールタール製品製造業	330	170	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	20	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、45とする。
120	プラスチック製造業	20	15	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、35とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、20とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	(ｱ)　窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、35とする。 (ｲ)　イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては、第３欄(2)の値は、15とする。 (ｳ)　メラミン製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、850、850とする。 (ｴ)　化学発泡剤製造工程（尿素を原料として使用するものに限る。）にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、170、35とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	10	10	

124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの			15	10	
125	合成繊維製造業			15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、45とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業			10	10	
127	石けん・合成洗剤製造業			20	15	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）			20	15	
129	塗料製造業			20	15	
130	印刷インキ製造業			15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業			20	15	医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
132	医薬品製剤製造業			20	10	
133	生物学的製剤製造業			10	10	
134	生薬・漢方製剤製造業			15	10	
135	動物用医薬品製造業			20	15	
136	火薬類製造業			20	15	
137	農薬製造業			20	15	
138	合成香料製造業			15	10	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）			15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業			15	10	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	にかわ製造業にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
143	写真感光材料製造業			15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業			10	10	
145	イオン交換樹脂製造業			15	10	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
147	石油精製業			20	15	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）			20	10	

149	コークス製造業	500	320	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	10	10	
153	ゴム製品製造業(前２項に掲げるものを除く。)	20	15	
154	なめしかわ製造業	20	10	
155	毛皮製造業	10	10	
156	板ガラス製造業	15	10	
157	板ガラス加工業	15	15	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	15	10	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	15	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	
165	生コンクリート製造業	15	10	
166	コンクリート製品製造業	15	10	
167	セメント製品製造業(前２項に掲げるものを除く。)	20	15	
168	黒鉛電極製造業	10	10	
169	砕石製造業	10	10	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	15	
172	うわ薬製造業	15	10	
173	高炉による製鉄業	20	10	(ｱ)　製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業にあっては、第３欄(1)の値は、10とする。 (ｲ)　コークス製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400とする。 (ｳ)　ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
175	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	10	10	

178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
182	鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
183	伸鉄業	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
184	磨棒鋼製造業	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40とする。
185	引抜鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
186	伸線業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
187	ブリキ製造業	10	10	
188	亜鉛鉄板製造業	10	10	
189	めっき鋼管製造業	20	15	

190	めっき鉄鋼線製造業			15	10	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）			10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
192	鍛鋼製造業			10	10	
193	鍛工品製造業			15	10	
194	鋳鋼製造業			20	15	
195	銑鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）			15	10	
196	鋳鉄管製造業			10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業			10	10	
198	鉄粉製造業			10	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）			20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
200	非鉄金属製造業			15	10	
201	電気めっき業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	40	25	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	10	(ｱ)　溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、35とする。 (ｲ)　アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	40	25	
203	一般機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、20とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	35	20	

204	電子回路製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	(ｱ)　民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第３欄(1)の値は、30とする。 (ｲ)　半導体素子製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、15とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	30	10	
206	輸送用機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	30	15	
207	精密機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	15	10	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、10とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	15	15	
208	ガス製造工場	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	10	10	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	15	10	

209	下水道業	ア	日平均排水量30,000立方メートル以上のものに限る。	20	15	(ｱ)　標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。 (ｲ)　高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
		イ	日平均排水量30,000立方メートル未満のものに限る。	25	20	
210	空瓶卸売業			20	10	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第６条に規定する施設をいう。）			25	15	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			25	10	
213	飲食店			25	10	
214	宿泊業			25	15	
215	リネンサプライ業			20	15	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）			20	15	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）			20	15	
219	自動車整備業			25	20	
220	病院			25	20	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第１項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）			40	30	第２欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第３項第２号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。

222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第１項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）			40	30	第２欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第３項第２号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）			60	30	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、15とする。
224	ごみ処理業			25	20	
225	廃油処理業			20	15	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	40	30	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	45	35	
227	死亡獣畜取扱業			25	20	
228	と畜場	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	25	20	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	30	20	
229	中央卸売市場			20	15	
230	地方卸売市場			25	20	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第２号）第１条の２各号に掲げるものをいう。）			25	15	
232	整理番号２の項から前項までに分類されないもの	ア	し尿浄化槽（処理対象人員が200人以下のもの）、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの	40	30	
		イ	その他	20	15	

水質汚濁防止法第４条の５第１項及び第２項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準

（平成24年２月24日　愛知県告示第120号）

［改正］　平成24年６月22日　愛知県告示第401号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第４条の５第１項及び第２項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第２第２号ロに掲げる指定地域内の特定事業場で、１日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、りん含有量に係る総量規制基準を次のように定め、平成24年５月１日から施行し、平成19年愛知県告示第428号（水質汚濁防止法第４条の５第１項及び第２項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準）は、平成24年４月30日限り廃止する。

ただし、この告示の施行の日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第５条又は第７条の届出がされているものを含む。）に係る次の第１項に規定するＣｐ並びに次の第２項に規定するＣｐｉ及びＣｐｏに係る業種その他の区分及びその区分ごとの値（同日以後に特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量に係るものを除く。）については、次の第１項及び第２項の規定にかかわらず、平成26年３月31日までの間は、なお従前の例による。

また、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、法第12条第２項の規定により同条第１項の規定の適用が猶予されるものについては、平成24年11月24日までは、この告示の規定は適用しない。

１　法第４条の５第１項の規定による総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

(1)　$Lp = Cp \cdot Qp \times 10^{-3}$

この式において、Ｌｐ、Ｃｐ及びＱｐは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ｌｐ　排出が許容される汚濁負荷量（単位　１日につきキログラム）
Ｃｐ　別表の第３欄(1)に掲げるりん含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）
Ｑｐ　特定排出水の量（単位　１日につき立方メートル）

(2)ア　平成14年10月１日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第５条又は第７条の規定による届出がされているものを含む。）

イ　平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

２　法第４条の５第２項の規定に基づき、前項の総量規制基準に代えて適用する総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

(1)　$Lp = (Cpi \cdot Qpi + Cpo \cdot Qpo) \times 10^{-3}$

この式において、Ｌｐ、Ｃｐｉ、Ｃｐｏ、Ｑｐｉ及びＱｐｏは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ｌｐ　排出が許容される汚濁負荷量（単位　１日につきキログラム）
Ｃｐｉ　別表の第３欄(2)に掲げるりん含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）
Ｃｐｏ　前項の式において用いられるＣｐと同じ値（単位　１リットルにつきミリグラム）
Ｑｐｉ　平成14年10月１日（(2)イに掲げる指定地域内事業場にあっては平成24年５月25日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量。（単位　１日につき立方メートル）
Ｑｐｏ　特定排出水の量（Ｑｐｉを除く。）（単位　１日につき立方メートル）

(2)ア　平成14年10月１日以後に法第５条又は第７条の規定による届出がされた指定地域内事業場

イ　平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年５月25日以後に法第５条又は第７条の規定による届出がされたもの

３　一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る第１項又は第２項の総量規制基準は、当該業種等ごとに第１項又は第２項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量とする。

別表

整理番号	業種その他の区分			りん含有量（単位１リットルにつきミリグラム）		備　　考
				(1)	(2)	
2	畜産農業			36	9	総面積が50平方メートル以上の豚房施設を有するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、36、9とする。
3	天然ガス鉱業			1	1	
4	非金属鉱業			1	1	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	8	6	
6	乳製品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	5	3.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	3.5	
7	畜産食料品製造業（前２項に掲げるものを除く。）			8	4	
8	水産缶詰・瓶詰製造業			3	1	
9	寒天製造業			3	1.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業			3	1.5	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	3.5	
12	冷凍水産物製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	6	4.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	8	5.5	

13	冷凍水産食品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	6	4.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	8	6	
14	水産食料品製造業（整理番号８の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	6	4	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	8	4	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4.5	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	3	
16	野菜漬物製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2.5	2	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	3	
17	味そ製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	7.5	4.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業			6	3	
19	うま味調味料製造業			1.5	1	
20	ソース製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	2.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	2.5	
21	食酢製造業			3	2	
22	砂糖精製業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	3.5	2	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	4.5	2	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業			4	3	

24	小麦粉製造業			3	1.5	
25	パン製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	3	1.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	4.5	2.5	
26	生菓子製造業			6	4	
27	ビスケット類・干菓子製造業			3	1	
28	米菓製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	3	2	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	4	2.5	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	2	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	2.5	
30	植物油脂製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	1.5	米糠を原料として使用するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、1とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	5	2	
31	動物油脂製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	4.5	
32	食用油脂加工業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2.5	1.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2.5	2	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業			2	1	
34	穀類でんぷん製造業			4	3	

35	めん類製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	2	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	2.5	
37	豆腐・油揚製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	4	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	4.5	
38	あん類製造業			5	4	
39	冷凍調理食品製造業			6	4	
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	7	4.5	
41	清涼飲料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	1.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	4	2	
42	果実酒製造業			2.5	2	
43	ビール製造業			4	2.5	
44	清酒製造業			4	1.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業			4	1.5	
46	インスタントコーヒー製造業			2.5	1	
47	配合飼料製造業			2	1	
48	単体飼料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	3.5	1.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	3.5	2	
49	有機質肥料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	3.5	1.5	
50	たばこ製造業			2	1	

51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）			2	1	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの			4.5	1.5	
57	繊維工業で麻製繊工程に係るもの			2	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	5	2.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	5.5	3	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	5	4	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	6	4.5	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	1.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	5	2	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	4	1.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	4	2	

63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	3	2	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	4	2.5	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの			2	1.5	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの			1	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1.5	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの			2	1	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）			3.5	1.5	
69	一般製材業又は木材チップ製造業			2	1	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	1.5	1	
75	木材薬品処理業			2	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの			1	1	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの			1	1	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの			1	1	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）			1	1	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの			2	1	

81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		1.5	1	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		1.5	1	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		1.5	1	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの		1.5	1	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		1	1	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの		1	1	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		1.5	1	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		1.5	1	
89	機械すき和紙製造業		1	1	
90	手すき和紙製造業		1	1	
91	塗工紙製造業		1	1	
92	段ボール製造業		1	1	
93	重包装紙袋製造業		1	1	
94	セロファン製造業		1	1	
95	乾式法による繊維板製造業		1	1	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）		1.5	1	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1	1
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	1.5	1

100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1.5	新聞その他の出版物を印刷するものにあっては、第３欄(2)の値は、1とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	2	
101	製版業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	2	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業			2	1.5	
103	複合肥料製造業			2	1.5	
104	化学肥料製造業（前２項に掲げるものを除く。）			1	1	
105	ソーダ工業			1.5	1	
106	電炉工業			2	1	
107	無機顔料製造業			2	1.5	
108	無機化学工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）			2	1.5	りん及びりん化合物製造工程にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、6とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの			1.5	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの			1	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第３欄(1)の値は、2.5とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの			1.5	1	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの			1	1	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの			1	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第３欄(1)の値は、2.5とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）			1	1	

115	脂肪族系中間物製造業			1.5	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、4とする。
116	メタン誘導品製造業			2	1	
117	発酵工業			2	1.5	
118	コールタール製品製造業			2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業			2	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、5とする。
120	プラスチック製造業			2	1.5	
121	合成ゴム製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1.5	
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1.5	有機りん系農薬原体製造工程にあっては、第３欄(2)の値は、1とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	2	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの			2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの			2	1	
125	合成繊維製造業			2	1.5	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業			2	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1.5	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1.5	

129	塗料製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1.5	
130	印刷インキ製造業			2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業			2	1.5	医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、2.5とする。
132	医薬品製剤製造業			2	1	
133	生物学的製剤製造業			1	1	
134	生薬・漢方製剤製造業			2	1	
135	動物用医薬品製造業			2	1.5	
136	火薬類製造業			1.5	1	
137	農薬製造業			2	1.5	
138	合成香料製造業			2	1	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）			2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1.5	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）			2	1	
143	写真感光材料製造業			2	1.5	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業			1.5	1	
145	イオン交換樹脂製造業			1	1	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1.5	
147	石油精製業			1.5	1	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）			1.5	1	
149	コークス製造業			1	1	
150	石油コークス製造業			2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業			1.5	1	

152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの			1	1	
153	ゴム製品製造業（前２項に掲げるものを除く。）			2	1.5	
154	なめしかわ製造業			2	1	
155	毛皮製造業			2	1	
156	板ガラス製造業			2	1.5	
157	板ガラス加工業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	1.5	1	
158	ガラス製加工素材製造業			2	1	
159	ガラス容器製造業			1	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業			1	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業			1	1	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業			1	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）			1	1	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）			1	1	
165	生コンクリート製造業			2	1.5	
166	コンクリート製品製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1.5	
167	セメント製品製造業（前２項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1.5	
168	黒鉛電極製造業			1	1	
169	砕石製造業			1	1	
170	鉱物・土石粉砕等処理業			2	1.5	
172	うわ薬製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1	

173	高炉による製鉄業			1.5	1	
175	フェロアロイ製造業			1	1	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）			1	1	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）			1	1	
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）			1.5	1	
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）			1	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業			1	1	
182	鋼管製造業			1.5	1	
183	伸鉄業			1	1	
184	磨棒鋼製造業			1	1	
185	引抜鋼管製造業			1.5	1	
186	伸線業			1	1	
187	ブリキ製造業			2	1	
188	亜鉛鉄板製造業			1	1	
189	めっき鋼管製造業			1.5	1	
190	めっき鉄鋼線製造業			1	1	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）			1	1	
192	鍛鋼製造業			1	1	
193	鍛工品製造業			2	1.5	
194	鋳鋼製造業			1.5	1	
195	銑鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）			1.5	1	
196	鋳鉄管製造業			1	1	
197	可鍛鋳鉄製造業			1.5	1	
198	鉄粉製造業			1	1	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）			1	1	
200	非鉄金属製造業			1.5	1	表面処理工程（りん又はその化合物によるものに限る。）にあっては、第３欄(1)の値は、1とする。
201	電気めっき業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1.5	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、3.5とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	5	3	

202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1.5	(ｱ)　溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、3とする。 (ｲ)　アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、6とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	5.5	2.5	
203	一般機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	3	2	
204	電子回路製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1.5	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、1とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1.5	
206	輸送用機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1	自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.5、2とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	3	1	
207	精密機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2.5	1.5	

208	ガス製造工場	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	2	1.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	4.5	3.5	
209	下水道業	ア	日平均排水量30,000立方メートル以上のものに限る。	1.5	1.5	(ｱ)　標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。 (ｲ)　高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。）にあっては、第３欄(1)の値は、2とする。
		イ	日平均排水量30,000立方メートル未満のものに限る。	2	1.5	
210	空瓶卸売業			4	2	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第６条に規定する施設をいう。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	4	2	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	5	2.5	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	5	4	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	6.5	4.5	
213	飲食店	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	5	3.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	5.5	4	

214	宿泊業	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	5	4	
215	リネンサプライ業	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	5	4	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	6	4.5	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	4	2.5	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	5	3	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）			4	2	
219	自動車整備業	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	4.5	3	
220	病院	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	5	4	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第１項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）			4	3	第２欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第３項第２号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。

222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第１項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）			4	3	第２欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第３項第２号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	2	1.5	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第３欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、1とする。
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	3	2	
224	ごみ処理業	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	2.5	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	2.5	1.5	
225	廃油処理業			1.5	1	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	2	1	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	2.5	1.5	
227	死亡獣畜取扱業			4	3	
228	と畜場	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	8	4.5	
229	中央卸売市場			4	2	
230	地方卸売市場	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	5	4	

231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第２号）第１条の２各号に掲げるものをいう。）	ア	日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。	3.5	3	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	4.5	3	
232	整理番号２の項から前項までに分類されないもの	ア	し尿浄化槽（処理対象人員が200人以下のもの）、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの	4	3	
		イ	その他	3	2	

資料４

ＣＯＤ及び窒素、りん含有量の汚濁負荷量の測定方法

１　汚濁負荷量の測定方法、測定場所等

（化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法

昭和54年５月16日　環境庁告示第20号（資料７(P65,66 参照)）

（窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法

平成13年12月13日　環境省告示第77号（資料８(P67,68 参照)）

（りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法

平成13年12月13日　環境省告示第78号（資料９(P69,70 参照)）

（化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法に関する知事の定める用件及び計測法

昭和55年５月30日　愛知県告示第 623号（資料10(P71,72 参照)）

（窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法に関する知事の定める用件及び計測法

平成14年７月12日　愛知県告示第 546号（資料11(P73,74 参照)）

（りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法に関する知事の定める用件及び計測法

平成14年７月12日　愛知県告示第 547号（資料12(P75,76 参照)）

（水質汚濁防止法施行規則第９条の２第１項第２号ただし書に規定する知事が定める排水期間

昭和55年５月30日　愛知県告示第 624号（資料13 (P77 参照)）

特定排出水の汚濁負荷量測定方法		測定方法の適用条件	COD 汚濁負荷量の算定方式（基本式）	測定場所
（原則）直接的に特定排出水を測定	総量規制の対象から除外されている特定排出水以外の排出水(間接冷却水等)が混入していない場所で特定排出水の汚染状態に係る試料を採取し、特定排出水の量を計測することにより、特定排出水の汚濁負荷量を算定する方法。		$L=C\cdot Q\times10^{-3}$ Ｌ：排出される特定排出水の汚濁負荷量(kg/日) Ｃ：特定排出水の化学的酸素要求量(mg/l) Ｑ：特定排出水の量(㎥/日)	例１
(差し引き方式)特定排出水の直接的な測定が困難な場合の測定	排出水(特定排出水の他に間接冷却水等を含む。)及び特定排出水以外の排出水の汚染状態並びにそれらの量を計測することによって、それぞれの汚濁負荷量を求め、排出水の汚濁負荷量から特定排出水以外の排出水の汚濁負荷量を差し引くことにより、特定排出水の汚濁負荷量を算定する方法	特定排出水に特定排出水以外の排出水が混入しており、これらを分離して特定排出水の汚染状態及び量を計測し、特定排出水の汚濁負荷量を算定することが排水系統の状況により実際上困難な場合にあって、差し引き方 式により特定排出水の汚濁負荷量を算定することが適当であると認められる場合	$L=L_1-L_2$ $L_1=C_1\cdot Q_1\times10^{-3}$ $L_2=C_2\cdot Q_2\times10^{-3}$ Ｌ：特定排出水の汚濁負荷量(kg/日) L_1：排出水の汚濁負荷量(kg/日) L_2：特定排出水以外の水の汚濁負荷量(kg/日) C_1：排出水の化学的酸素要求量(mg/l) C_2：特定排出水以外の水の化学的酸素要求量(mg/l) Q_1：排出水量(㎥/日) Q_2：特定排出水以外の排出水量(㎥/日)	例２

（注）窒素及びりん含有量の汚濁負荷量の算定方式については、表中の化学的酸素要求量をそれぞれ窒素含有量、りん含有量に読み替える。

測定場所の例１（原則）

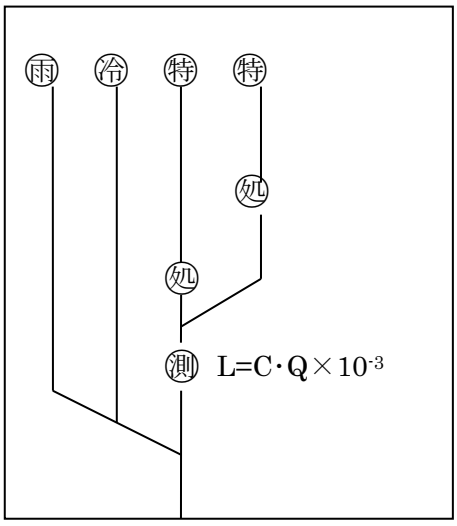

測定場所の例２（差し引き方式）

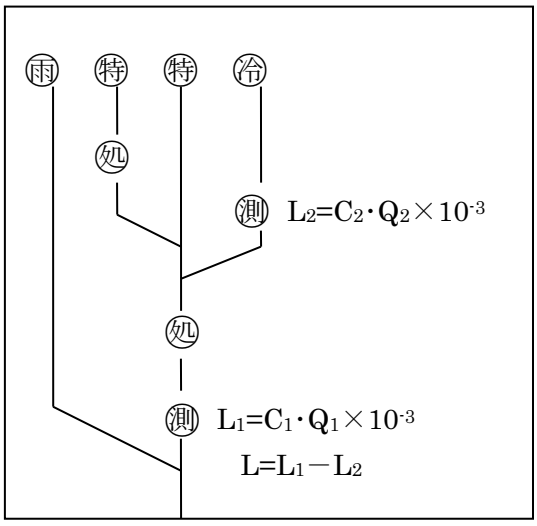

（凡例）測　：特定排出水又は間接冷却水等特定排出水以外の水の量及びCOD、窒素含有量、りん含有量の測定(試料水採取)場所
特　：特定排出水
処　：排水処理施設
冷　：間接冷却水等特定排出水以外の水
雨　：雨水

（注）試料の採取は水質が十分に均一化されており、特定排出水又は間接冷却水等特定排出水以外の水の水質を代表する試料が得られる場所において行うものとする。
測定機器の設置場所は、個々の機器の使用条件を満足し、かつ、水質汚濁防止法第 22 条に基づいて市職員が立入検査を行うことができる場所とする。

２　ＣＯＤ及び窒素、りん含有量、特定排出水量の測定方法の概要

適用条件(事業場規模等) 測定方法・回数		日平均排水量		用水の量と特定排出水の量との関係が明かな場合	その他（差引方法）
		400 ㎥以上	400 ㎥未満		日平均排水量(50 ㎥以上)
⑴ＣＯＤ濃度	①水質自動計測器 COD,TOC,TOD,UV 計	○	○	―	○
	②ｺﾝﾎﾟｼﾞｯﾄｻﾝﾌﾟﾗｰ及び指定計測法（JIS）	⑴①によることが技術的に適当でない場合に可能	○	―	⑴①によることが技術的に適当でない場合に可能
	③指定計測法 (1 日 3 回以上試料採取)	知事の定める例外規定により可能	○	―	知事の定める例外規定により可能
	④簡易な水質計測器 (1 日 3 回以上試料採取。換算式)	知事の定める例外規定により可能	○	―	知事の定める例外規定により可能
⑵窒素及びりん含有量	①水質自動計測器	○	○	―	○
	②ｺﾝﾎﾟｼﾞｯﾄｻﾝﾌﾟﾗｰ及び指定計測法（JIS）	⑵①によることが技術的に適当でない場合に可能	○	―	⑵①によることが技術的に適当でない場合に可能
	③指定計測法 (1 日 3 回以上試料採取)	知事の定める例外規定により可能	○	―	知事の定める例外規定により可能
	④簡易な水質計測器 (1 日 3 回以上試料採取。換算式)	知事の定める例外規定により可能	○	―	知事の定める例外規定により可能
⑶排水量	①流量計・流速計	○	○	400 ㎥以上の場合は、⑶①、②の計測法、400 ㎥未満の場合の場合は⑶①～③の計測方法により用水量を計測し、あらかじめ用水の量と特定排出水の量との関係から求めた換算式を用いて計測することができる。	○
	②積算体積計	○	○		○
	③簡易な計測方法 (JIS K0094 8.3)	知事の定める例外規定により可能	○		知事の定める例外規定により可能

○　計測方法の例

⑴　ＣＯＤ濃度の計測方法

①　水質自動計測器

あらかじめ水質自動計測器による計測値と指定計測法による計測値との関係から求めた換算式を用いて化学的酸素要求量に関する汚染状態を計測する方法。

水質自動計測器の種類はＣＯＤ計、ＴＯＣ計、ＴＯＤ計、ＵＶ計のように有機性物質による水質の汚染状態を自動的に計測できる機器を用いることとしている。基本的機能は、試料を採取、計測、記録するという３つの機能を一体として自動的に行うことができるものということであって、これらの機能が別個の装置によって行われる場合であってもこの間に人の手による操作を必要とせずに、一連の操作を自動的に行うことができるように接続されているものであれば差し支えない。試料の自動採取装置にはコンポジットサンプラーも含む。

なお、換算式については、適宜、検証を行い必要に応じて修正を行う必要がある。

②　コンポジットサンプラー及び指定計測法

コンポジットサンプラーを用いて試料水を採取し、指定計測法により計測する方法。

コンポジットサンプラーの基本的な機能は、自動的に、一定時間についての平均水質を把握するためにあらかじめ設定された採取比率で特定排出水の量に比例して特定排出水の水質を代表する試料を採取し、水質の変化がないように保存することである。

③　指定計測法

１日３回以上試料を採取し、指定計測法により、試料の汚染状態を計測する方法。

指定計測法とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年９月30日環境庁告示第64号）に掲げられている方法（JIS K0102 17）である。

④　簡易な水質計測器

①に掲げた水質自動計測器と同様な原理に基づくものであるが、計測のみが自動化されている実験室用の計測器や携帯型の簡易なＣＯＤ計を用いて１日３回以上試料を採取し、計測する方法（簡易ＣＯＤ計：電量滴定型、比色型）。

あらかじめ当該機器による計測値と指定計測法による計測値との関係から求めた換算式を用いて化学的酸素要求量に関する汚染状態を計測する方法。

⑵　窒素及びりん含有量の計測方法

①　水質自動計測器

自動的に窒素及びりん含有量に関する汚染状態を計測することができる機器であって、自動的に計測結果を記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより、試料（自動的に採取されたものに限る。）の汚染状態を計測する方法。

全窒素、全りん自動計測機器には計測原理（計測方法）に関する規定はないが、正確な計測値を得るために次に掲げる性能基準を満足する必要がある。また、稼動中の自動計測器については定期的に試験を行い、次に掲げる管理基準を満足する必要がある。

（全窒素自動計測器　資料５（P41～52））

（全りん自動計測器　資料６（P53～65））

資料5

３．全窒素自動計測器

3.1 自動計測器の最大目盛値

自動計測器の最大目盛値の設定に当たっては、単純にＣ値から決めず、総量への影響を考慮して、年間の実際の濃度変動から最適な最大目盛値を決めることを基本とする。

その際、特定排出水の年間を通じた最大濃度を含み、かつ常用濃度において総量規制で必要とされる精度が満足されるように、最大目盛値を設定することが望ましい。

しかしながら、排出水の濃度変動が著しく大きい場合、自動計測器の最大目盛値を最大濃度に合わせると低濃度時の測定精度が悪くなるという側面もある。そのため、排水処理施設が適切に稼働しているにも関わらず濃度変動が著しく大きい等、最大目盛値の決定が困難な場合や、排出水の最大濃度が常用濃度の５倍を超えるような場合（いずれも最大濃度がＣ値を大きく下回る場合を除く。）には、以下の手順で排出水の濃度の平準化を検討する。

(1) 濃度変動が著しく大きくなっている要因を明らかにし、その上で、濃度変動を低減させるための手法を検討する。

(2) (1)による対応が出来ない場合は、例えば以下のような計測誤差を減じる測定方法等による対応が可能か否か検討を行う。

①定期的補修時等、濃度変動が著しい時期が年数回程度ある場合は、コンポジットサンプラーにより流量に比例して採水し、指定計測法により測定する。

②予め変動の予測が可能で、かつ、自動計測器の計測ラインを２ライン仕様としている場合は、排水中の濃度に対応して計測ラインを切り替える。

（備考）濃度変動の低減手法

①濃度変動が著しく大きくなっている要因が生産方式等による場合は、以下のような方法を検討する。

（ア）製造ラインからの排出水そのものの濃度をできるだけ平準化できないか検討する。

（イ）排水処理施設等を工夫し、濃度を平準化して排水を流すような対応を検討する。

②濃度変動が著しく大きくなる要因が製造工程での誤操作等の場合は、是正処置を講ずる。

〔製造工程での誤操作等の例：高濃度廃液は貯留し、処理は外部業者に委託することとなっていたが、現場担当者の判断で、時々、場内排水路に廃液を流していた。〕

3.2 性能基準と管理基準等

特定排出水の全窒素に関する汚染状態の計測に用いる自動計測器は、導入時に一定の性能（性能基準）を満足していること、その後の稼働時においても一定の性能（管理基準）が維持されていることが必要である。

以下に、自動計測器の性能基準及び管理基準を示す。

3.2.1 性能基準

性能基準を表 3-1 に示す。

表 3-1 は、導入時に自動計測器が満足していなければならない性能を示すものである。

性能基準において、ゼロ校正液及び標準試料溶液の計測は、自動計測器の基本性能を確認するものであり、実試料の計測はその試料への適合性を確認するものである。

なお、性能基準を満たしているか否かの試験（以下、「性能基準試験」という。）の手順については、3.3.2 を参照のこと。

表 3-1　性能基準

計測対象	計測回数	繰返し計測における許容差
ゼロ校正液	3 回以上	自動計測器による計測値の平均値に対する各計測値の FS 誤差(1)（FS；最大目盛値）が±5%FS 以内であること
標準試料溶液	3 回以上	標準試料溶液濃度に対する自動計測器による計測値の平均値の誤差率(2)が±10%以内、又はその差が±0.10mgN／L 以内であること
実試料	3 回以上	指定計測法(3)による測定値（3 回以上）の平均値に対する自動計測器による計測値の平均値の誤差率(4)が±10%以内、又はその差が±0.10mgN／L 以内であること

注(1) ゼロ校正液試験での FS 誤差は、次式により求める。

$$\text{FS誤差(\%FS)} = \frac{[\text{自動計測器の各計測値}] - [\text{自動計測器の計測値の平均値}]}{[\text{自動計測器の最大目盛値}]} \times 100$$

(2) 標準試料溶液試験での誤差率は、次式により求める。

$$\text{誤差率(\%)} = \frac{[\text{自動計測器の計測値の平均値}] - [\text{標準試料溶液濃度}]}{[\text{標準試料溶液濃度}]} \times 100$$

(3) 全窒素の指定計測法は、総和法(JIS K 0102 45.1)及び紫外吸光光度法(JIS K 0102 45.2)である。

(4) 実試料試験での誤差率は、次式により求める。

$$\text{誤差率(\%)} = \frac{[\text{自動計測器の計測値の平均値}] - [\text{指定計測法の測定値の平均値}]}{[\text{指定計測法の測定値の平均値}]} \times 100$$

（備考）実試料試験は、最大目盛値の 50%付近の濃度で行うことを基本とする。(実試料の採取については、3.3.2 の（注意事項）を参照)

なお、最大目盛値の 50%未満の濃度で試験を行った場合、許容差の判定は、誤差率に代えて FS 誤差(FS；最大目盛値)により行ってもよい。この場合、FS 誤差が±5%FS 以内であること、又は指定計測法による測定値の平均値に対する自動計測器による計測値の平均値の差が±0.10mgN／L 以内であること。

$$\text{実試料試験での FS 誤差(\%FS)} = \frac{\text{［自動計測器の計測値の平均値］－［指定計測法の測定値の平均値］}}{\text{［自動計測器の最大目盛値］}} \times 100$$

3.2.2 管理基準

管理基準を表 3-2 に示す。

表 3-2 は、稼働時に自動計測器が満足していなければならない性能を示すものである。

なお、指定計測法による測定試料と自動計測法による計測試料の同一性が確保できる場合に限り、表 3-2 の管理基準に代えて、表 3-3 の保守基準によることも可能である。

ここで、ゼロ校正液及び標準試料溶液の計測は、自動計測器の基本性能を確認するものであり、実試料の計測はその試料への適合性を確認するものである。

管理基準を満たしているか否かの試験（以下、「管理基準試験」という。）は、稼働中の自動計測器については定期的に行う。また、オーバーホール時や、排水の内容が大きく変化した場合、あるいは故障の修理や改造後等、計測条件が大きく変化した際にもこの試験を行う。

なお、管理基準を満足していないことが確認された場合には、取扱説明書に従って自動計測器を点検し、また、試料の水質変動も考慮して再度試験を行う。その結果が管理基準を満足していることを確認した後、計測に使用する。

管理基準試験の手順については 3.3.2 を、保守基準を満たしているか否かの試験(以下、「保守基準試験」という。）の手順については 3.3.3 を参照のこと。

表 3-2　管理基準

計測対象	計測回数	繰返し計測における許容差
ゼロ校正液	3 回以上	自動計測器による計測値の平均値に対する各計測値の FS 誤差が±5%FS 以内であること
標準試料溶液	3 回以上	標準試料溶液濃度に対する自動計測器による計測値の平均値の誤差率が±15%以内、又はその差が±0.15mgN／L 以内であること
実試料	3 回以上	指定計測法による測定値（3回以上）の平均値に対する自動計測器による計測値の平均値の誤差率が±15%以内､又はその差が±0.15mgN／L以内であること

（備考）実試料試験は、最大目盛値の 50%付近の濃度で行うことを基本とする。(実試料の採取については、3.3.2 の（注意事項）を参照)

なお、最大目盛値の 50%未満の濃度で試験を行った場合、許容差の判定は、誤差率に代えて FS 誤差(FS；最大目盛値)により行ってもよい。この場合、FS 誤差が±7.5%FS 以内であること、又は指定計測法による測定値の平均値に対する自動計測器による計測値の平均値の差が±0.15mgN／L 以内であること。

保守基準を表 3-3 に示す。

表 3-3 は、稼働中の自動計測器の保守状態を簡便に判断する基準である。ただし、この基準を用いることができるのは、指定計測法による測定試料と自動計測法による計測試料の同一性が確保できる場合に限る。

表 3-3　保守基準

計測対象	計測回数	頻度	計測における許容差
実試料	１回以上	概ね月１回程度(１ヶ月の間に排水濃度が大きく変動する場合には頻度を多くする等実態に応じて検討)	指定計測法による測定値（1回以上）の平均値に対する自動計測器による計測値（1回以上）の平均値の誤差率が±15%以内、又はその差が±0.15mgN／L 以内であること

(注意事項)

(1)排水の濃度の変動が大きい事業場の場合、試験は排水の濃度が高い時に行う。

(2)試験は、定期的保守･点検の前に行う。また、自動校正機能をもつ自動計測器の場合は、自動校正が実行される前に行う。

（備考）表 3-2 管理基準の備考と同じ。

3.3 性能基準試験及び管理基準試験等

自動計測器が性能基準及び管理基準を満たしているか否かは、ゼロ校正液及びスパン校正液で自動計測器の目盛校正を行った後、ゼロ校正液、標準試料溶液及び実試料をそれぞれ3回以上計測し、その繰返し計測における許容差から確認する。

3.3.1 ゼロ校正液、スパン校正液、標準試料溶液及び実試料の調製

(1) ゼロ校正液

ゼロ校正液はJIS K 0557で規定する水の種別A3の水で、窒素化合物を含まないものを用いる。

このゼロ校正液は、自動計測器の目盛校正及びゼロ校正液の繰返し計測における許容差の試験に用いるほか、スパン校正液、標準試料溶液の調製に用いる。

(2) スパン校正液

スパン校正液は、スパン校正原液を自動計測器の最大目盛値に見合う濃度（例えば 80～100%）に希釈して用いる。以下にスパン校正原液及びスパン校正液の調製方法の例を示す。詳細については自動計測器の取扱説明書を参照する。

①スパン校正原液

スパン校正原液として窒素濃度200mgN／Lの硝酸カリウム溶液を、次のとおり調製する。

JIS K 8548に規定する硝酸カリウムをあらかじめ105～110℃で約3時間加熱し、デシケーター中で放冷する。そのうち1.444gをとり、少量のゼロ校正液に溶かして、全量フラスコ1000mLに入れ、ゼロ校正液を標線まで加える。

②スパン校正液

スパン校正原液をゼロ校正液で希釈して調製する（表3-4のスパン校正液調製表（例）参照）。例えば10mgN／Lのスパン校正液の場合には、スパン校正原液50mLを全量フラスコ1000mLにとり、ゼロ校正液を標線まで加える。

このスパン校正液は、自動計測器の目盛校正に用いる。

表3-4　スパン校正液調製表（例）

スパン校正液濃度(mgN/L)	全量フラスコ(mL)	スパン校正原液の採取量(mL)
2.0	1000	10
5.0	1000	25
10	1000	50
20	500	50
50	200	50
100	200	100
200(1)	―――	―――

注(1)　200mgN／Lについてはスパン校正原液をそのまま用いる。

(3) 標準試料溶液

標準試料溶液は、標準試料原液を自動計測器の計測範囲に見合う濃度（例えば最大目盛値の中央値付近の濃度）に希釈して用いる。

①標準試料原液

標準試料原液として窒素濃度 200mgN／L の L-グルタミン酸・硫酸アンモニウム混合液(L-グルタミン酸:100mgN／L・硫酸アンモニウム 100mgN／L)を、次のとおり調製する。

JIS K 9047 に規定する L-グルタミン酸（105℃で 3 時間乾燥後、シリカゲルを入れたデシケーター内で放冷したもの)1.050g を約 60℃のゼロ校正液約 300mL に溶かし、冷却した後、JIS K 8960 に規定する硫酸アンモニウム（105℃で 3 時間乾燥後、シリカゲルを入れたデシケーター内で放冷したもの）0.472g を溶かして全量フラスコ 1000mL に入れ、ゼロ校正液を標線まで加える。

②標準試料溶液

標準試料原液をゼロ校正液で希釈して調製する（表 3-5　標準試料溶液調製表（例）参照）。

例えば 10mgN／L の標準試料溶液を調製する場合には、標準試料原液 50mL を全量フラスコ 1000mL にとり、ゼロ校正液を標線まで加える。

この標準試料溶液は、自動計測器による標準試料溶液の繰返し計測における許容差の試験に用いる。

表 3-5　標準試料溶液調製表（例）

標準試料溶液濃度(mgN/L)	全量フラスコ(mL)	標準試料原液の採取量(mL)
2.0	1000	10
5.0	1000	25
10	1000	50
20	500	50
50	200	50
100	200	100
200(1)	―――	―――

注(1)　200mgN／L については標準試料原液をそのまま用いる。

(4) 実試料

試料採取装置から自動計測器の試料水槽に導入される試料を、実試料として必要量採取する。

採取した試料は十分かくはんして懸濁物を均一に分散させ、自動計測器による計測用及び指定計測法による測定用の二つに分割する。

3.3.2 性能基準試験及び管理基準試験の手順

(1) 目盛校正

目盛校正は、自動計測器内各部の汚れ等を除去した後に行う。目盛校正は、ゼロ校正及びスパン校正によって行う。自動計測器の一般的なゼロ及びスパン校正の手順の例を図 3-1 に示す。詳細は取扱説明書を参照する。

(2) ゼロ校正液の計測

ゼロ校正液を 3 回以上計測し、その計測値の平均値に対する各計測値の差が、表 3-1 及び表 3-2 の基準を満足していることを確認する。

(3) 標準試料溶液の計測

標準試料溶液を 3 回以上計測し、標準試料溶液濃度に対する計測値の平均値の差が、表 3-1 及び表 3-2 の基準を満足していることを確認する。

(4) 実試料の計測

実試料を十分かくはんして 3 回以上計測し、その平均値を求める。

次項(5)に記してある指定計測法による測定値の平均値に対する計測値の平均値の誤差率又はその差が、表 3-1 及び表 3-2 の基準を満足していることを確認する。

(5) 指定計測法による測定

自動計測器により計測したものと同一の実試料を、全窒素の指定計測法により 3 回以上測定する。

(注意事項)

(1) 標準試料試験

①標準試料溶液は、性能基準試験及び管理基準試験の直前に調製して使用する。

②標準試料溶液をやむを得ず保存する場合は、暗所で冷蔵保存する。
保存期間が比較的長期（１ヶ月以内）に及んだ場合は、性能基準試験及び管理基準試験の直前に指定計測法により濃度の確認を行う。

③長期間(1 ヶ月以上)保存した標準試料溶液は、性能基準試験及び管理基準試験には使用しない。

④りん標準試料には窒素成分を含むため、窒素標準試料溶液とりん標準試料溶液を混合して使用する場合は注意が必要である。

(2) 実試料試験

①実試料の採取については、下記の事項に注意する。

a)試料の全窒素の濃度変動が大きい場合は、負荷量への影響が大きい濃度範囲の試料を採取する。

b)最大目盛値の 50%付近の濃度の試料を採取することが極めて困難な場合であっても、採取時間や採取場所を変える等、採取方法を工夫して、最大目盛値の 20%以上の濃度の試料を採取する。

c) 最大濃度がＣ値を大きく下回る場合は、相対的に高濃度な排出水が排出され

ている時に採取し、これを試料とする。

②自動計測器による計測及び指定計測法による測定は、いずれも試料採取後速やかに行う。

③試料は、自動計測器に付属しているストレーナ以外の試料採取装置を通さずに自動計測器に導入する。このとき、必要に応じてスターラー等でかくはんし、試料の均一性を確保する。

④試料導入経路を自動洗浄する機能のある自動計測器では、洗浄水が試料採取口へ戻る場合がある。オフラインで計測するときは、洗浄水が試料に混入することを防ぐため、自動洗浄機能をオフに切り替える。

⑤許容差を外れた場合には、自動計測器の点検とともに、指定計測法の操作、純水（ゼロ校正液、試料及び試薬の希釈水）の水質、試薬の濃度及び不純物、スパン校正液の濃度、試料の変質などについて検討する。

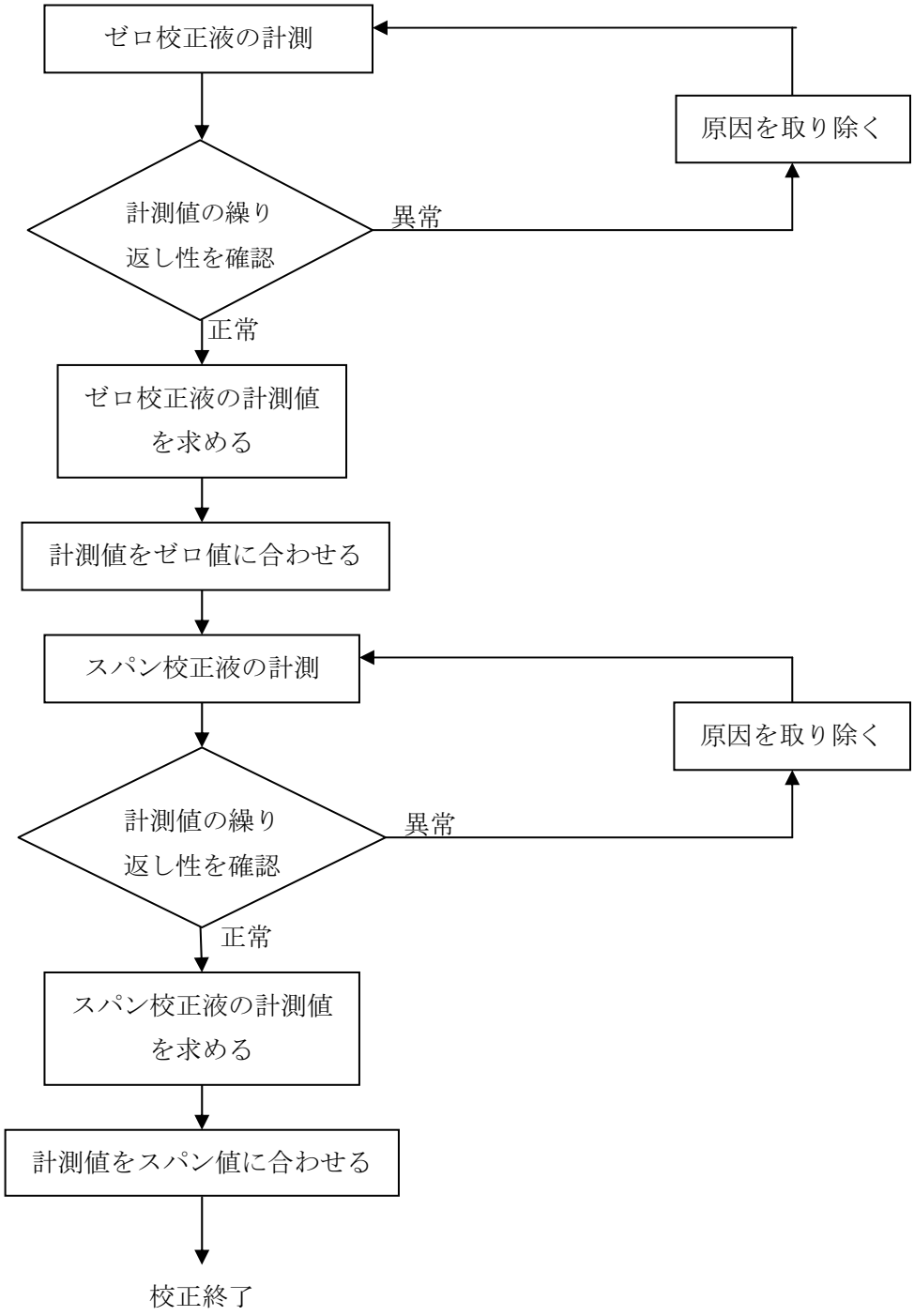

図 3-1　ゼロ及びスパン校正の手順(例)

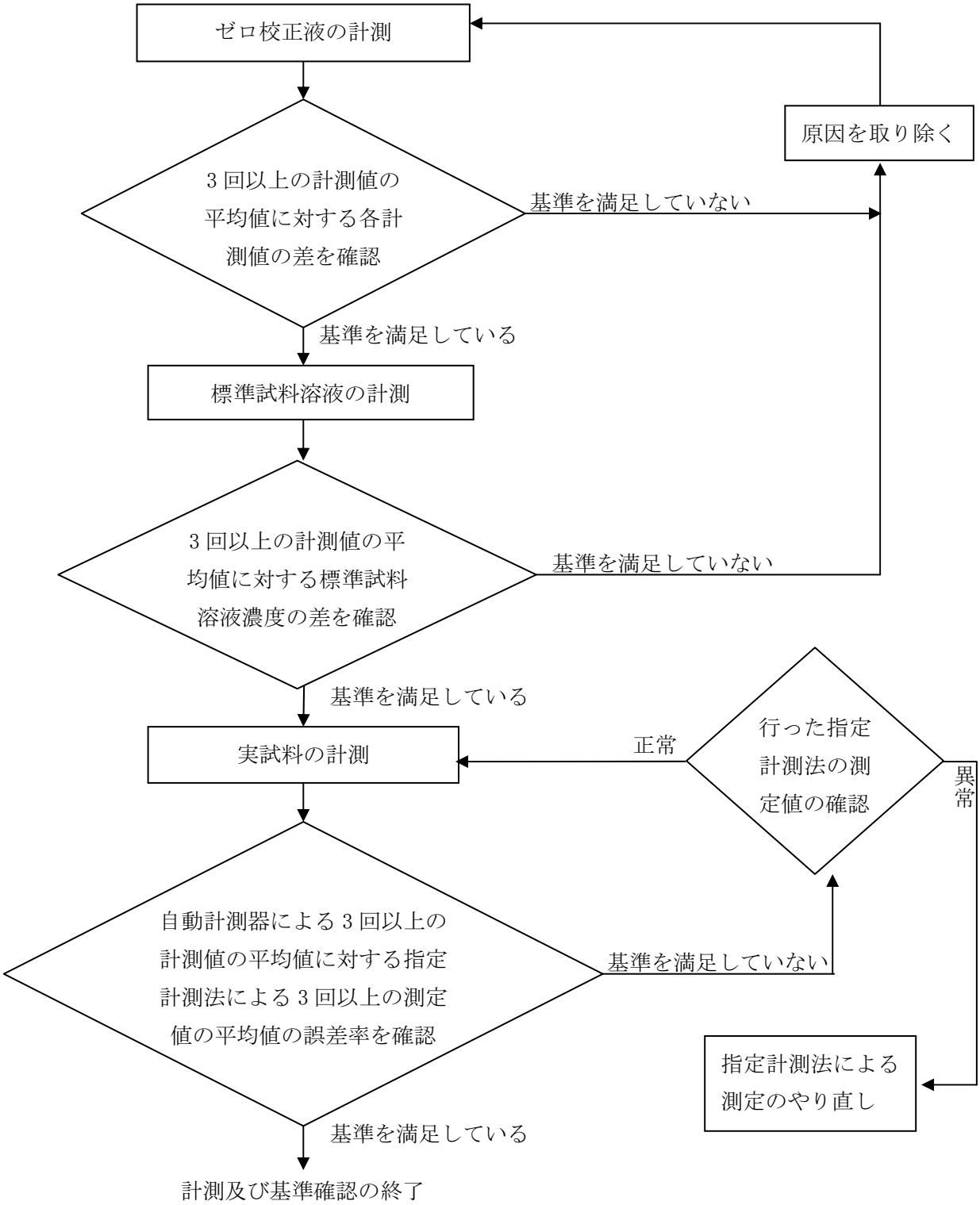

図3-2　性能基準試験及び管理基準試験の手順（例）

3.3.3 保守基準試験の手順

保守基準試験は、以下の(1)～(3)のいずれかの方法によって行う。(1)の方式で行うことを基本とするが、排水の濃度変動が少ない等により、自動計測器による計測用と指定計測法による測定用の試料の同一性を容易に確保できる場合は、(2)又は(3)のオンラインによる試験によってもよい。

(1) 1回採水オフライン試験

この試験は、自動計測器が試料採取装置と切り離され、自動的に試料が導入できない状態（オフライン）で行う。

① 自動計測器の試料水槽に導入される試料の必要量を容器に採取し、自動計測器によりオフラインの状態で計測する。

② 自動計測器での計測に用いた試料と同一の試料を、全窒素の指定計測法によって1回以上測定する。

③ 指定計測法による測定値の平均値を求め、その平均値に対する自動計測器による計測値の誤差率 又は計測値の差が表3-3の許容差を満足していることを確認する。

④ 許容差を満足しなかった場合には、自動計測器の点検、校正、整備を行った後、再試験を行う。または管理基準試験を行う。

(2) コンポジットオンライン試験

この試験は、自動計測器が試料採取装置を通じて自動的に試料の導入ができる状態（オンライン）で行う。

また、この試験は、保守基準の試験に要する時間内での試料の濃度変動が小さい場合に適用する。

① 自動計測器への試料の導入と同時に、同一試料を指定計測法による測定用の試料として必要量採取する。

② 指定計測法に用いる試料と同一の試料について、自動計測器による計測値を記録する。

③ ①、②の操作を3回以上行う。

④ 指定計測法用として採取した各試料から同量ずつを分取して混合し、混合試料とする。

⑤ 全窒素の指定計測法により、混合試料を1回以上測定する。

⑥ 指定計測法による測定値の平均値に対する自動計測器による計測値の平均値の誤差率又は平均値の差が表3-3の許容差を満足していることを確認する。

⑦ 許容差を満足しなかった場合には、自動計測器の点検、校正、整備を行った後、

再試験を行う。または管理基準試験を行う。

(3) 1回採水オンライン試験

この試験は、自動計測器が試料採取装置を通じて自動的に試料の導入ができる状態（オンライン）で行う。

また、この試験は、保守基準の試験に要する時間内における試料の濃度変動が、極めて小さい場合に適用する。

① 自動計測器の試料の導入と同時に、同一試料を指定計測法による測定用の試料として必要量採取する。

② 指定計測法による測定用の試料と同一の試料について、自動計測器による計測値を記録する。

③ 全窒素の指定計測法により、採取試料を1回以上測定する。

④ 指定計測法による測定値の平均値に対する自動計測器による計測値の誤差率又は計測値の差が表3-3の許容差を満足していることを確認する。

⑤ 許容差を満足しなかった場合には、自動計測器の点検、校正、整備を行った後、再試験を行う。または管理基準試験を行う。

資料6

４．全りん自動計測器

4.1 自動計測器の最大目盛値

自動計測器の最大目盛値の設定に当たっては、単純にＣ値から決めず、総量への影響を考慮して、年間の実際の濃度変動から最適な最大目盛値を決めることを基本とする。

その際、特定排出水の年間を通じた最大濃度を含み、かつ常用濃度において総量規制で必要とされる精度が満足される様に、最大目盛値を設定することが望ましい。

しかしながら、排出水の濃度変動が著しく大きい場合、自動計測器の最大目盛値を最大濃度に合わせると、低濃度時の測定精度が悪くなるという側面もある。そのため、排水処理施設が適切に稼働しているにも関わらず濃度変動が著しく大きい等、最大目盛値の決定が困難な場合や、排出水の最大濃度が常用濃度の５倍を超えるような場合（いずれも最大濃度がＣ値を大きく下回る場合を除く。）には、以下の手順で排出水の濃度の平準化を検討する。

(1) 濃度変動が著しく大きくなっている要因を明らかにし、その上で、濃度変動を低減させるための手法を検討する。

(2) (1)による対応が出来ない場合は、例えば以下のような計測誤差を減じる測定方法等による対応が可能か否か検討を行う。

① 定期的補修時等、濃度変動が著しい時期が年数回程度ある場合は、コンポジットサンプラーにより流量に比例して採水し、指定計測法により測定する。

② 予め変動の予測が可能で、かつ、自動計測器の計測ラインを２ライン仕様としている場合は、排水中の濃度に対応して計測ラインを切り替える。

（備考）濃度変動の低減手法

①濃度変動が著しく大きくなっている要因が生産方式等による場合は、以下のような方法を検討する。

(ア) 製造ラインからの排出水そのものの濃度をできるだけ平準化できないか検討する。

(イ) 排水処理施設等を工夫し、濃度を平準化して排水を流すような対応を検討する。

②濃度変動が著しく大きくなる要因が製造工程での誤操作等の場合は、是正処置を講ずる。

〔製造工程での誤操作等の例：高濃度廃液は貯留し、処理は外部業者に委託することとなっていたが、現場担当者の判断で、時々、場内排水路に廃液を流していた。〕

4.2 性能基準と管理基準等

特定排出水の全りんに関する汚染状態の計測に用いる自動計測器は、導入時に一定の性能（性能基準）を満足していること、その後の稼働時においても一定の性能（管理基準）が維持されていることが必要である。

以下に、自動計測器の性能基準及び管理基準を示す。

4.2.1 性能基準

性能基準を表4-1に示す。

表4-1は、導入時に自動計測器が満足していなければならない性能を示すものである。

性能基準において、ゼロ校正液及び標準試料溶液の計測は、自動計測器の基本性能を確認するものであり、実試料の計測はその試料への適合性を確認するものである。

なお、性能基準を満たしているか否かの試験（以下、「性能基準試験」という。）の手順については、4.3.2 を参照のこと。

表4-1　性能基準

計測対象	計測回数	繰返し計測における許容差
ゼロ校正液	3 回以上	自動計測器による計測値の平均値に対する各計測値の FS 誤差(1)（FS;最大目盛値）が±5%FS 以内であること
標準試料溶液	3 回以上	標準試料溶液濃度に対する自動計測器による計測値の平均値の誤差率(2)が±10%以内、又はその差が±0.03mgP／L 以内であること
実試料	3 回以上	指定計測法(3)による測定値（3 回以上）の平均値に対する自動計測器による計測値の平均値の誤差率(4)が±10%以内、又はその差が±0.03mgP／L 以内であること

注(1) ゼロ校正液試験での FS 誤差は、次式により求める。

$$\text{FS 誤差}(\%\text{FS}) = \frac{[\text{自動計測器の各計測値}] - [\text{自動計測器の計測値の平均値}]}{[\text{自動計測器の最大目盛値}]} \times 100$$

(2) 標準試料溶液試験での誤差率は、次式により求める。

$$\text{誤差率}(\%) = \frac{[\text{自動計測器の計測値の平均値}] - [\text{標準試料溶液濃度}]}{[\text{標準試料溶液濃度}]} \times 100$$

(3) 全りんの指定計測法は、ペルオキソ二硫酸カリウム分解法(JIS K0102 46.3.1)、硝酸-過塩素酸分解法(JIS K0102 46.3.2)及び硝酸・硫酸分解法(JIS K0102 46.3.3)である。

(4) 実試料試験での誤差率は、次式により求める。

$$\text{誤差率}(\%)=\frac{[\text{自動計測器の計測値の平均値}]-[\text{指定計測法の測定値の平均値}]}{[\text{指定計測法の測定値の平均値}]}\times 100$$

(備考) 実試料試験は、最大目盛値の 50%付近の濃度で行うことを基本とする。(実試料の採取については、4.3.2 の（注意事項）を参照）

なお、最大目盛値の 50%未満の濃度で試験を行った場合、許容差の判定は、誤差率に代えて FS 誤差(FS；最大目盛値)により行ってもよい。この場合、FS 誤差が±5%FS 以内であること、又は指定計測法による測定値の平均値に対する自動計測器による計測値の平均値の差が±0.03mgP／L 以内であること。

$$\text{実試料試験での FS 誤差}(\%FS)=\frac{[\text{自動計測器の計測値の平均値}]-[\text{指定計測法の測定値の平均値}]}{[\text{自動計測器の最大目盛値}]}\times 100$$

4.2.2 管理基準

管理基準を表4-2に示す。

表4-2は、稼働時に自動計測器が満足していなければならない性能を示すものである。なお、指定計測法による測定試料と自動計測法による計測試料の同一性が確保できる場合に限り、表4-2の管理基準に代えて、表4-3の保守基準によることも可能である。

ここで、ゼロ校正液及び標準試料溶液の計測は、自動計測器の基本性能を確認するものであり、実試料の計測はその試料への適合性を確認するものである。

管理基準を満たしているか否かの試験（以下、「管理基準試験」という。）は、稼働中の自動計測器については定期的に行う。また、オーバーホール時や、排水の内容が大きく変化した場合、あるいは故障の修理や改造後等、計測条件が大きく変化した際にもこの試験を行う。

なお、管理基準を満足していないことが確認された場合には、取扱説明書に従って自動計測器を点検し、また、試料の水質変動も考慮して再度試験を行う。その結果が管理基準を満足していることを確認した後、計測に使用する。

管理基準試験の手順については 4.3.2 を、保守基準を満たしているか否かの試験（以下、「保守基準試験」という。）の手順については 4.3.3 を参照のこと。

表4-2　管理基準

計測対象	計測回数	繰返し計測における許容差
ゼロ校正液	3 回以上	自動計測器による計測値の平均値に対する各計測値の FS 誤差が±5%FS 以内であること
標準試料溶液	3 回以上	標準試料溶液濃度に対する自動計測器による計測値の平均値の誤差率が±15%以内、又はその差が±0.05㎎P／L 以内であること
実試料	3 回以上	指定計測法による測定値（3 回以上）の平均値に対する自動計測器による計測値の平均値の誤差率が±15%以内､又はその差が±0.05㎎P／L 以内であること

(備考) 実試料試験は、最大目盛値の 50%付近の濃度で行うことを基本とする。(実試料の採取については、3.3.2 の（注意事項）を参照）
　なお、最大目盛値の 50%未満の濃度で試験を行った場合、許容差の判定は、誤差率に代えて FS 誤差(FS；最大目盛値)により行ってもよい。この場合、FS 誤差が±7.5%FS 以内であること、又は指定計測法による測定値の平均値に対する自動計測器による計測値の平均値の差が±0.05㎎P／L 以内であること。

保守基準を表 4-3 に示す。

表 4-3 は､稼働中の自動計測器の保守状態を簡便に判断する基準である｡ただし、この基準を用いることができるのは、指定計測法による測定試料と自動計測法による計測試料の同一性が確保できる場合に限る。

表 4-3　保守基準

計測対象	計測回数	頻度	計測における許容差
実試料	１回以上	概ね月１回程度（１ヶ月の間に排水濃度が大きく変動する場合には頻度を多くする等実態に応じて検討）	指定計測法による測定値（1回以上）の平均値に対する自動計測器による計測値（1回以上）の平均値の誤差率が±15%以内、又はその差が±0.05㎎P／L 以内であること

（注意事項）
(1)排水の濃度の変動が大きい事業場の場合、試験は排水の濃度が高い時に行う。
(2)試験は、定期的保守･点検の前に行う。また、自動校正機能をもつ自動計測器の場合は、自動校正が実行される前に行う。

(備考) 表 4-2 管理基準の備考と同じ。

4.3 性能基準試験及び管理基準試験等

自動計測器が性能基準及び管理基準を満たしているか否かは、ゼロ校正液及びスパン校正液で自動計測器の目盛校正を行った後、ゼロ校正液、標準試料溶液及び実試料をそれぞれ3回以上計測し、その繰返し計測における許容差から確認する。

4.3.1 ゼロ校正液、スパン校正液、標準試料溶液及び実試料の調製

(1) ゼロ校正液

ゼロ校正液はJIS K 0557で規定する水の種別A3の水で、りん化合物を含まないものを用いる。

このゼロ校正液は、自動計測器の目盛校正及びゼロ校正液の繰返し計測における許容差の試験に用いるほか、スパン校正液、標準試料溶液の調整に用いる。

(2) スパン校正液

スパン校正液は、スパン校正原液を自動計測器の最大目盛値に見合う濃度（例えば 80～100%）に希釈して用いる。以下にスパン校正原液及びスパン校正液の調製方法の例を示す。詳細については自動計測器の取扱説明書を参照する。

①スパン校正原液

スパン校正原液としてりん濃度200㎎P／Lのりん酸二水素カリウム溶液を次のとおり調製する。

JIS K 9007に規定するりん酸二水素カリウム（pH標準液用）を105±2℃で約2時間加熱し、デシケーター中で放冷する。そのうち0.879gをとり、少量のゼロ校正液に溶かして、全量フラスコ1000㎖に入れ、ゼロ校正液を標線まで加える。

②スパン校正液

スパン校正原液をゼロ校正液で希釈して調製する (表4-4のスパン校正液調製表（例）参照) 。

例えば10㎎P／Lのスパン校正液の場合には、スパン校正原液50㎖を全量フラスコ1000㎖にとり、ゼロ校正液を標線まで加える。

このスパン校正液は、自動計測器の目盛校正に用いる。

表 4-4　スパン校正液調製表（例）

スパン校正液濃度(㎎P/L)	全量フラスコ(㎖)	スパン校正原液の採取量(㎖)
1.0	1000	5
2.0	1000	10
5.0	1000	25
10	1000	50
20	500	50
50	200	50
100	200	100

(3) 標準試料溶液

標準試料溶液は、標準試料原液を自動計測器の計測範囲に見合う濃度（例えば最大目盛値の中央値付近の濃度）に希釈し、指定計測法によって全りん濃度を確認して用いる。

①標準試料原液

標準試料原液としてりん濃度200㎎P／Lのアデノシン5′-三りん酸二ナトリウム三水和物・フェニルりん酸二ナトリウムn水和物混合液(アデノシン5′-三りん酸二ナトリウム三水和物:100㎎P／L・フェニルりん酸二ナトリウムn水和物100㎎P／L)を、次のとおり調製する。

アデノシン5′-三りん酸二ナトリウム三水和物0.65gをゼロ校正液約300㎖に溶かした後、フェニルりん酸二ナトリウムn水和物0.82gを溶かして全量フラスコ1000㎖に入れ、ゼロ校正液を標線まで加える。

②標準試料溶液

標準試料原液をゼロ校正液で希釈して調製する。（表4-5　標準試料溶液調製表（例）参照）

例えば10㎎P／Lの標準試料溶液を調製する場合には、標準試料原液50㎖を全量フラスコ1000㎖にとり、ゼロ校正液を標線まで加える。

アデノシン5′-三りん酸二ナトリウム三水和物及びフェニルりん酸二ナトリウムn水和物にはJISに規定されたものがないので、作成した標準試料溶液は指定計測法によって全りんの実濃度を確認して用いる。

この標準試料溶液は、自動計測器による標準試料溶液の繰返し計測における許容差の試験に用いる。

表4-5　標準試料溶液調製表（例）

標準試料溶液濃度(1)(mgP/L)	全量フラスコ(mL)	標準試料原液の採取量(mL)
1.0	1000	5
2.0	1000	10
5.0	1000	25
10	1000	50
20	500	50
50	200	50
100	200	100

注(1)　調製した標準試料溶液は、必ず指定計測法によって全りんの実濃度を確認する。

(4) 実試料

試料採取装置から自動計測器の試料水槽に導入される試料を、実試料として必要量採取する。

採取した試料は十分かくはんして懸濁物を均一に分散させ、自動計測器による計測用及び指定計測法による測定用の二つに分割する。

4.3.2 性能基準試験及び管理基準試験の手順

(1) 目盛校正

目盛校正は、自動計測器内各部の汚れ等を除去した後に行う。目盛校正は、ゼロ校正及びスパン校正によって行う。自動計測器の一般的なゼロ及びスパン校正の手順の例を図4-1に示す。なお、詳細は取扱説明書を参照する。

(2) ゼロ校正液の計測

ゼロ校正液を3回以上計測し、その計測値の平均値に対する各計測値の差が、表4-1及び表4-2の基準を満足していることを確認する。

(3) 標準試料溶液の計測

標準試料溶液を3回以上計測し、標準試料溶液濃度に対する計測値の平均値の差が、表4-1及び表4-2の基準を満足していることを確認する。

(4) 実試料の計測

実試料を十分かくはんして3回以上計測し、その平均値を求める。

次項(5)に記してある指定計測法による測定値の平均値に対する計測値の平均値の誤差率又はその差が、表4-1及び表4-2の基準を満足していることを確認する。

(5) 指定計測法による測定

自動計測器により計測したものと同一の実試料を、全りんの指定計測法により3回以上測定する。

(注意事項)

(1) 標準試料試験

① 標準試料溶液は、性能基準試験及び管理基準試験の直前に調製して使用する。

② 標準試料溶液をやむを得ず保存する場合は、暗所で冷蔵保存する。
保存期間が比較的長期（１ヶ月以内）に及んだ場合は、性能基準試験及び管理基準試験の直前に指定計測法により濃度の確認を行う。

③ 長期間(1 ヶ月以上)保存した標準試料溶液は、性能基準試験及び管理基準試験には使用しない。

(2) 実試料試験

①実試料の採取については、下記の事項に注意する。

a)試料の全りんの濃度変動が大きい場合は､負荷量への影響が大きい濃度範囲の試料を採取する。

b)最大目盛値の 50%付近の濃度の試料を採取することが極めて困難な場合であっても、採取時間や採取場所を変える等、採取方法を工夫して、最大目盛値の 20%以上の濃度の試料を採取する。

c）最大濃度がＣ値を大きく下回る場合は、相対的に高濃度な排出水が排出されている時に採取し、これを試料とする。

②自動計測器による計測及び指定計測法による測定は、いずれも試料採取後速やかに行う。

③試料は、自動計測器に付属しているストレーナ以外の試料採取装置を通さずに自動計測器に導入する。このとき、必要に応じてスターラー等でかくはんし、試料の均一性を確保する。

④ 試料導入経路を自動洗浄する機能のある自動計測器では､洗浄水が試料採取口へ戻る場合がある。オフラインで計測するときは、洗浄水が試料に混入することを防ぐため、自動洗浄機能をオフに切り替える。

⑤許容差を外れた場合には、自動計測器の点検とともに、指定計測法の操作、純水（ゼロ校正液、試料及び試薬の希釈水）の水質、試薬の濃度及び不純物、スパン校正液の濃度、試料の変質などについて検討する。

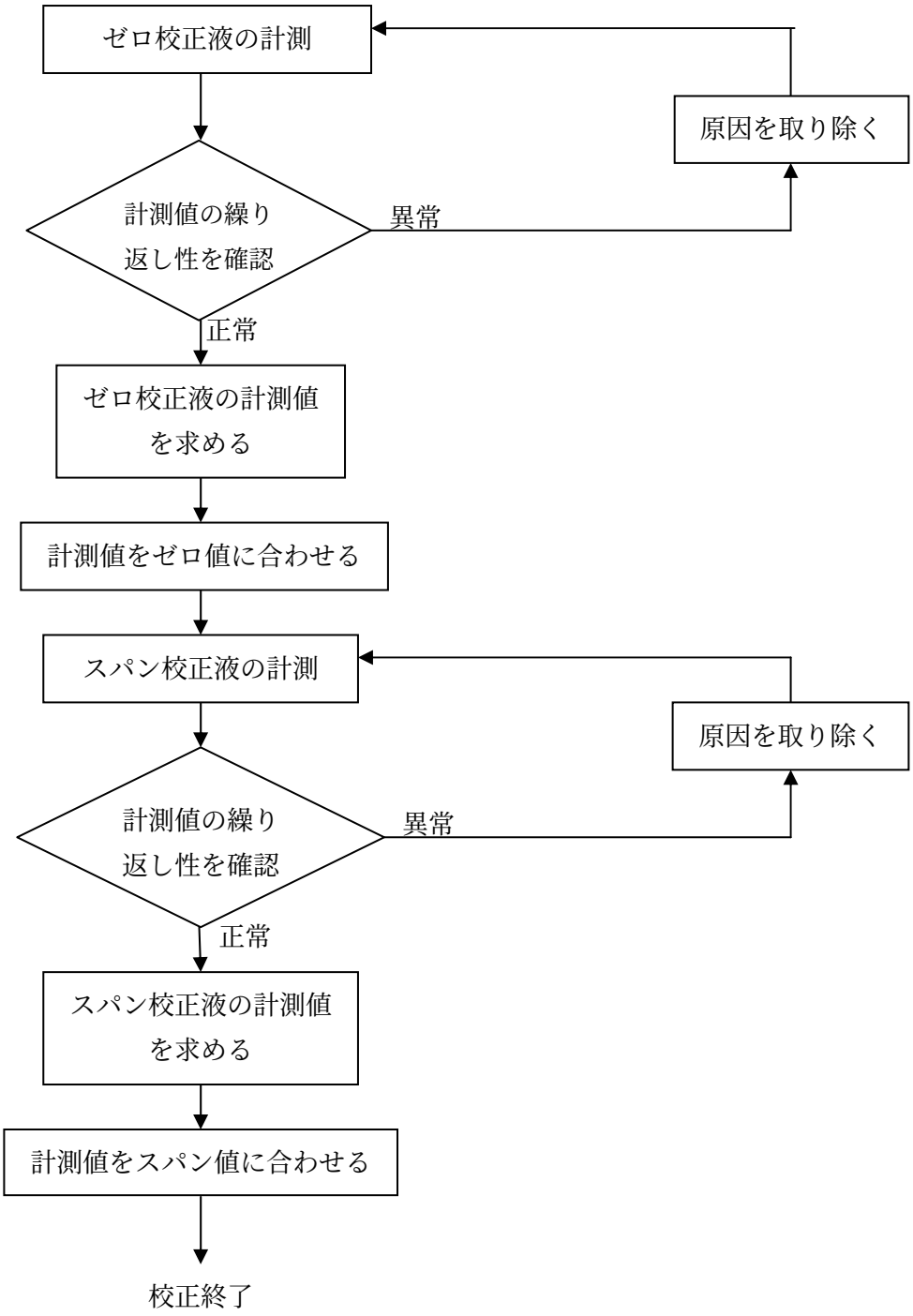

図4-1　ゼロ及びスパン校正の手順（例）

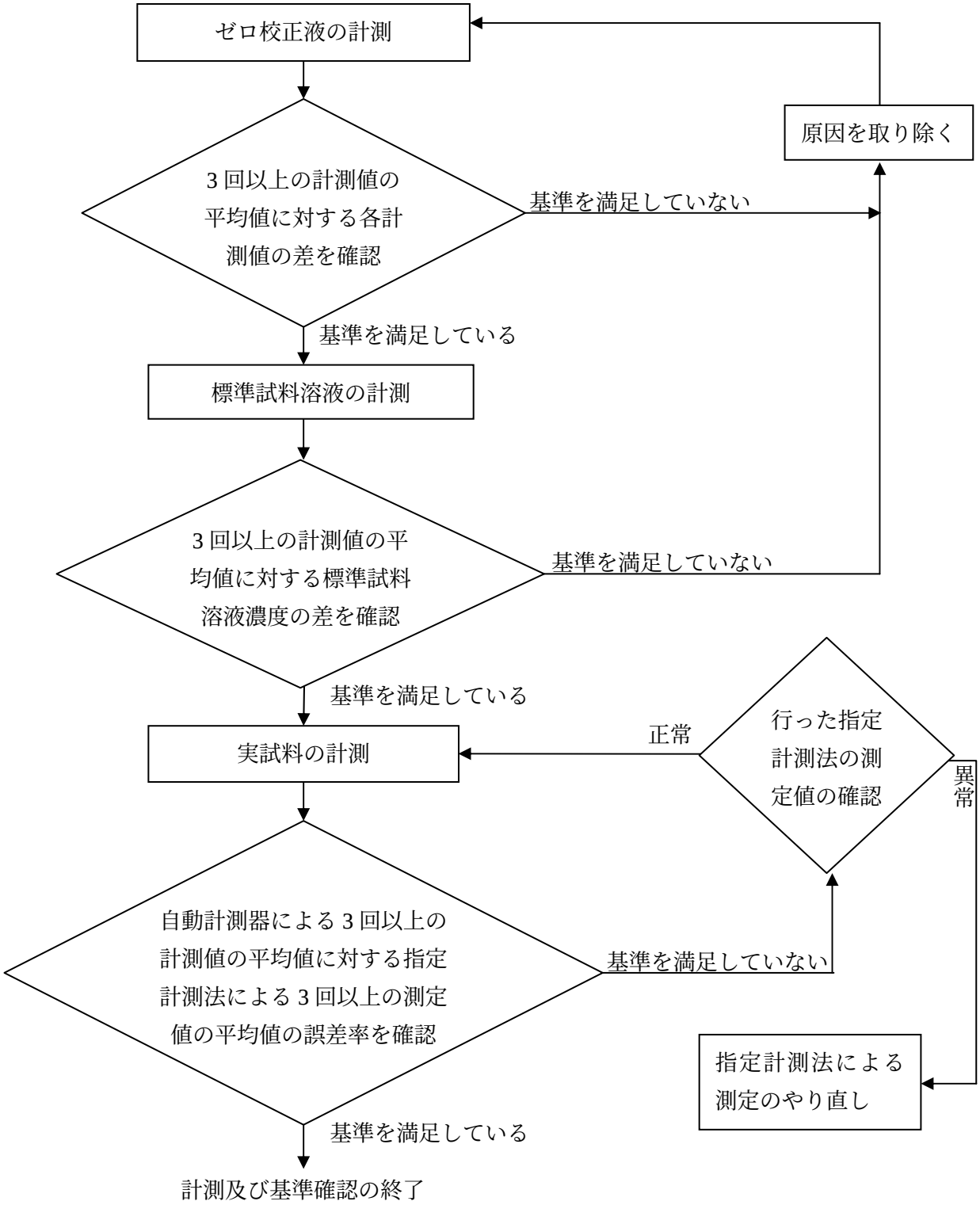

図4-2　性能基準試験及び管理基準試験の手順（例）

4.3.3 保守基準試験の手順

保守基準試験は、以下の(1)～(3)のいずれかの方法によって行う。(1)の方式で行うことを基本とするが、排水の濃度変動が少ない等により、自動計測器による計測用と指定計測法による測定用の試料の同一性を容易に確保できる場合は、(2)又は(3)のオンラインによる試験によってもよい。

(1) 1回採水オフライン試験

この試験は、自動計測器が試料採取装置と切り離され、自動的に試料の導入ができない状態（オフライン）で行う。

① 自動計測器の試料水槽に導入される試料の必要量を容器に採取し、自動計測器によりオフラインの状態で計測する。

② 自動計測器での計測に用いた試料と同一の試料を、全りんの指定計測法によって1回以上測定する。

③ 指定計測法による測定値の平均値を求め、その平均値に対する自動計測器による計測値の誤差率又は計測値の差が表 4-3 の許容差を満足していることを確認する。

④ 許容差を満足しなかった場合には、自動計測器の点検、校正、整備を行った後、再試験を行う。または管理基準試験を行う。

(2) コンポジットオンライン試験

この試験は、自動計測器が試料採取装置を通じて自動的に試料の導入ができる状態（オンライン）で行う。

また、この試験は、保守基準の試験に要する時間での試料の濃度変動が小さい場合に適用する。

①自動計測器への試料の導入と同時に、同一試料を指定計測法による測定用の試料として必要量採取する。

② 指定計測法に用いる試料と同一の試料について、自動計測器による計測値を記録する。

③ ①、②の操作を3回以上行う。

④ 指定計測法用として採取した各試料から同量ずつを分取して混合し、混合試料とする。

⑤ 全りんの指定計測法により、混合試料を1回以上測定する。

⑥ 指定計測法による測定値の平均値に対する自動計測器による計測値の平均値の誤差率又は平均値の差が表 4-3 の許容差を満足していることを確認する。

⑦ 許容差を満足しなかった場合には、自動計測器の点検、校正、整備を行った後、再試験を行う。または管理基準試験を行う。

(3) 1回採水オンライン試験

この試験は、自動計測器が試料採取装置を通じて自動的に試料の導入ができる状態（オンライン）で行う。

また、この試験は、保守基準の試験に要する時間内における試料の濃度変動が、極めて小さい場合に適用する。

① 自動計測器の試料の導入と同時に、同一試料を指定計測法による測定用の試料として必要量採取する。

② 指定計測法による測定用の試料と同一の試料について、自動計測器による計測値を記録する。

③ 全りんの指定計測法により、採取試料を1回以上測定する。

④ 指定計測法による測定値の平均値に対する自動計測器による計測値の誤差率又は計測値の差が表4-3の許容差を満足していることを確認する。

⑤ 許容差を満足しなかった場合には、自動計測器の点検、校正、整備を行った後、再試験を行う。または管理基準試験を行う。

資料７

化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法

昭和54年５月16日（環境庁告示第20号）

水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府、通商産業省令第２号）第９条の２第１項第１号の規定に基づき、化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法を次のように定め、昭和54年６月12日から施行する。

化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法

第１　特定排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の計測方法

１　日平均排出量が400㎥以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記１⑴の計測法によるものとし、この計測法によることが技術的に適当でない場合その他この計測法によりがたいと認められる場合にあっては、別記１⑵の計測法によることができるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記１⑴又は⑵の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、別記１⑶又は⑷の計測法によることができる。

２　日平均排水量が400㎥未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記１のいずれかの計測法によるものとする。

第２　特定排出水の量の計測方法

１　日平均排水量が400㎥以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記２⑴又は⑵の計測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記２⑴又は⑵の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、別記２⑶の計測法によることができる。

２　日平均排水量が400㎥未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記２のいずれかの計測法によるものとする。

３　１及び２の規定にかかわらず、用水の量と特定排出水の量との関係が明らかであると認められる場合は、当該特定排出水については、都道府県知事の定めるところにより、日平均排水量が400㎥以上である指定地域内事業場に係る場合にあっては、別記２⑴又は⑵の計測法により、日平均排水量が400㎥未満である指定地域内事業場に係る場合にあっては別記２のいずれかの計測法により用水の量を計測し、あらかじめ用水の量と特定排出水の量との関係から求めた換算式を用いて特定排出水の量を計算することにより特定排出水の量を計測することができる。

第３　特定排出水の汚濁負荷量の算定方法

次の算式を基本として特定排出水の汚濁負荷量を算定する方法によるものとする。

$L = C \cdot Q \times 10^{-3}$

この式において、Ｌ、Ｃ及びＱは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ｌ　排出される汚濁負荷量（単位　一日につきキログラム）

Ｃ　特定排出水の窒素含有量（単位　一リットルにつきミリグラム）

Ｑ　特定排出水の量（単位　一日につき立法メートル）

第４　その他

１　特定排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態及び特定排出水の量を計測し、特定排出水の汚濁負荷量を算定することが排水系統の状況により困難な場合であって、排出水及び特定排出水以外の排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態並びにそれらの量を計測し、第３の算定方法の例によってそれぞれの汚濁負荷量を求めることにより特定排出水の汚濁負荷量を算定することが適当であると認められる場合は、この測定方法によることができるものとする。

２　１に規定する測定方法による場合は、排出水及び特定排出水以外の排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の計測は別記１⑴又は⑵の計測法により、それらの量の計測は別記２⑴又は⑵の計測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排出水及び特定排水以外の排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記１⑴若しくは⑵又は別記２⑴若しくは⑵の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、排出水及び特定排出水以外の排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の計測については別記１⑶又は⑷の計測法により、それらの量の計測については別記２⑶の計測法によることができる。

別記１

⑴　自動的に有機性物質に関する汚染状態を計測することができる機器であって、自動的に計測結果を記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより、試料（自動的に採取されたものに限る。）の汚染状態を計測し、あらかじめ当該機器による計測値と昭和49年９月環境庁告示第64号（排水基準に係る検定方法を定める等の件）第11号に掲げる方法（以下「指定計測法」という。）による計測値との関係から求めた換算式を用いて化学的酸素要求量を計算することにより化学的酸素要求量に関する汚染状態を計測する方法

⑵　指定計測法により、試料（自動的に、流量に比例して採取され、保存されたものに限る。）の汚染状態を計測する方法

⑶　指定計測法により､試料の汚染状態を計測する方法（⑵の方法を除く。）

⑷　有機性物質に関する汚染状態を計測することができる方法により、試料の汚染状態を計測し、あらかじめ当該方法による計測値と指定計測法による計測値との関係から求めた換算式を用いて化学的酸素要求量を計算することにより化学的酸素要求量に関する汚染状態を計測する方法（⑴の方法を除く。）

備考

１　⑶又は⑷の計測法による場合は、１日３回以上試料を採取すること。

２　⑴又は⑷の計測法による場合は、必要に応じ、換算式の検証を行うこと。

別記２（昭57環庁告43・昭60環庁告18・一部改正）

⑴　流量計又は流速計であって、自動的に水量を積算して計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法

⑵　積算体積計であって、自動的に計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法

⑶　日本工業規格Ｋ0094の８に定める方法（流速計及び流量計による測定方法を除く。）を用いて水量を計測する方法その他これと同程度の計測結果の得られる方法により水量を計測する方法（⑴及び⑵の方法を除く。）

資料８

窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法

平成13年12月13日（環境省告示第77号（一部改正　平成16年３月18日環境省告示第13号））

水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府、通商産業省令第２号）第９条の２第１項第１号の規定に基づき、窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法を次のように定める。

平成13年12月13日

窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法

第１　特定排出水の窒素含有量に関する汚染状態の計測方法

１　日平均排出量が400㎥以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記１⑴の計測法によるものとし、この計測法によることが技術的に適当でない場合その他この計測法によりがたいと認められる場合にあっては、別記１⑵の計測法によることができるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記１⑴又は⑵の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、別記１⑶又は⑷の計測法によることができる。

２　日平均排水量が400㎥未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記１のいずれかの計測法によるものとする。

第２　特定排出水の量の計測方法

１　日平均排水量が400㎥以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記２⑴又は⑵の計測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記２⑴又は⑵の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、別記２⑶の計測法によることができる。

２　日平均排水量が400㎥未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記２のいずれかの計測法によるものとする。

３　１及び２の規定にかかわらず、用水の量と特定排出水の量との関係が明らかであると認められる場合は、当該特定排出水については、都道府県知事の定めるところにより、日平均排水量が400㎥以上である指定地域内事業場に係る場合にあっては、別記２⑴又は⑵の計測法により、日平均排水量が400㎥未満である指定地域内事業場に係る場合にあっては、別記２のいずれかの計測法により用水の量を計測し、あらかじめ用水の量と特定排出水の量との関係から求めた換算式を用いて特定排出水の量を計算することにより特定排出水の量を計測することができる。

第３　特定排出水の汚濁負荷量の算定方法

次の算式を基本として特定排出水の汚濁負荷量を算定する方法によるものとする。

$L = C \cdot Q \times 10^{-3}$

この式において、Ｌ、Ｃ及びＱは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ｌ　排出される汚濁負荷量（単位　一日につきキログラム）

Ｃ　特定排出水の窒素含有量（単位　一リットルにつきミリグラム）

Ｑ　特定排出水の量（単位　一日につき立法メートル）

第４　その他

１　特定排出水の窒素含有量に関する汚染状態及び特定排出水の量を計測し、特定排出水の汚濁負荷量を算定することが排水系統の状況により困難な場合であって、排出水及び特定排出水以外の排出水の窒素含有量に関する汚染状態並びにそれらの量を計測し、第３の算定方法の例によってそれぞれの汚濁負荷量を求めることにより特定排出水の汚濁負荷量を算定することが適当であると認められる場合は、この測定方法によることができるものとする。

２　１に規定する測定方法による場合は、排出水及び特定排出水以外の排出水の窒素含有量に関する汚染状態の計測は別記１⑴又は⑵の計測法により、それらの量の計測は別記２⑴又は⑵の計測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排出水及び特定排水以外の排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記１⑴若しくは⑵又は別記２⑴若しくは⑵の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、排出水及び特定排出水以外の排出水の窒素含有量に関する汚染状態の計測については別記１⑶又は⑷の計測法により、それらの量の計測については別記２⑶の計測法によることができる。

別記１

⑴　自動的に窒素含有量に関する汚染状態を計測することができる機器（昭和49年９月環境庁告示第64号（環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件）第40号に掲げる方法（以下「指定計測法」という。）と同程度の計測結果の得られる機器に限る。）であって、自動的に計測結果を記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより、試料（自動的に採取されたものに限る。）の汚染状態を計測する方法

⑵　指定計測法により、試料（自動的に、流量に比例して採取され、保存されたものに限る。）の汚染状態を計測する方法

⑶　指定計測法により､試料の汚染状態を計測する方法（⑵の方法を除く。）

⑷　窒素含有量に関する汚染状態を計測することができる方法（指定計測法と同程度の計測結果の得られる方法に限る。）により、試料の汚染状態を計測する方法（⑴の方法を除く）

備考

⑶又は⑷の計測法による場合は、１日３回以上試料を採取すること。

別記２

⑴　流量計又は流速計であって、自動的に水量を積算して計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法

⑵　積算体積計であって、自動的に計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法

⑶　日本工業規格Ｋ0094の８に定める方法（流速計及び流量計による測定方法を除く。）を用いて水量を計測する方法その他これと同程度の計測結果の得られる方法により水量を計測する方法（⑴及び⑵の方法を除く。）

資料９

りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法

平成13年12月13日（環境省告示第78号（一部改正　平成16年３月18日環境省告示第14号））

水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府、通商産業省令第２号）第９条の２第１項第１号の規定に基づき、りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法を次のように定める。

平成13年12月13日

りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法

第１　特定排出水のりん含有量に関する汚染状態の計測方法

１　日平均排出量が400㎥以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記１⑴の計測法によるものとし、この計測法によることが技術的に適当でない場合その他この計測法によりがたいと認められる場合にあっては、別記１⑵の計測法によることができるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記１⑴又は⑵の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、別記１⑶又は⑷の計測法によることができる。

２　日平均排水量が400㎥未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記1のいずれかの計測法によるものとする。

第２　特定排出水の量の計測方法

１　日平均排水量が400㎥以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記２⑴又は⑵の計測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記２⑴又は⑵の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、別記２⑶の計測法によることができる。

２　日平均排水量が400㎥未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記２のいずれかの計測法によるものとする。

３　１及び２の規定にかかわらず、用水の量と特定排出水の量との関係が明らかであると認められる場合は、当該特定排出水については、都道府県知事の定めるところにより、日平均排水量が400㎥以上である指定地域内事業場に係る場合にあっては、別記２⑴又は⑵の計測法により、日平均排水量が400㎥未満である指定地域内事業場に係る場合にあっては、別記２のいずれかの計測法により用水の量を計測し、あらかじめ用水の量と特定排出水の量との関係から求めた換算式を用いて特定排出水の量を計算することにより特定排出水の量を計測することができる。

第３　特定排出水の汚濁負荷量の算定方法

次の算式を基本として特定排出水の汚濁負荷量を算定する方法によるものとする。

$L = C \cdot Q \times 10^{-3}$

この式において、Ｌ、Ｃ及びＱは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ｌ　排出される汚濁負荷量（単位　一日につきキログラム）

Ｃ　特定排出水の窒素含有量（単位　一リットルにつきミリグラム）

Ｑ　特定排出水の量（単位　一日につき立法メートル）

第４　その他

１　特定排出水のりん含有量に関する汚染状態及び特定排出水の量を計測し、特定排出水の汚濁負荷量を算定することが排水系統の状況により困難な場合であって、排出水及び特定排出水以外の排出水のりん含有量に関する汚染状態並びにそれらの量を計測し、第３の算定方法の例によってそれぞれの汚濁負荷量を求めることにより特定排出水の汚濁負荷量を算定することが適当であると認められる場合は、この測定方法によることができるものとする。

２　１に規定する測定方法による場合は、排出水及び特定排出水以外の排出水のりん含有量に関する汚染状態の計測は別記１⑴又は⑵の計測法により、それらの量の計測は別記２⑴又は⑵の計測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排出水及び特定排水以外の排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記１⑴若しくは⑵又は別記２⑴若しくは⑵の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、排出水及び特定排出水以外の排出水のりん含有量に関する汚染状態の計測については別記１⑶又は⑷の計測法により、それらの量の計測については別記２⑶の計測法によることができる。

別記１

⑴　自動的にりん含有量に関する汚染状態を計測することができる機器（昭和49年９月環境庁告示第64号（環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件）第41号に掲げる方法（以下「指定計測法」という。）と同程度の計測結果の得られる機器に限る。）であって、自動的に計測結果を記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより、試料（自動的に採取されたものに限る。）の汚染状態を計測する方法

⑵　指定計測法により、試料（自動的に、流量に比例して採取され、保存されたものに限る。）の汚染状態を計測する方法

⑶　指定計測法により､試料の汚染状態を計測する方法（⑵の方法を除く。）

⑷　りん含有量に関する汚染状態を計測することができる方法（指定計測法と同程度の計測結果の得られる方法に限る。）により、試料の汚染状態を計測する方法（⑴の方法を除く）

備考

⑶又は⑷の計測法による場合は、１日３回以上試料を採取すること。

別記２

⑴　流量計又は流速計であって、自動的に水量を積算して計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法

⑵　積算体積計であって、自動的に計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法

⑶　日本工業規格Ｋ0094の８に定める方法（流速計及び流量計による測定方法を除く。）を用いて水量を計測する方法その他これと同程度の計測結果の得られる方法により水量を計測する方法（⑴及び⑵の方法を除く。）

資料10

化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法に関する知事の定める要件及び計測法

昭和55年５月30日（愛知県告示第623号（改正　平成３年３月27日愛知県告示第287号））

化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法（昭和54年環境庁告示第20号。以下「告示」という。）第１の１ただし書、第２の１ただし書、第２の３及び第４の２ただし書の規定に基づき、これらの規定を適用できる場合の要件を別表の左欄のとおり定め、その要件に該当する場合の計測法を同表の右欄のとおり定め、昭和55年７月１日から施行する。ただし、別表（その１）５の項に掲げる要件及び計測法は、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の設置若しくは構造等の変更後又は指定地域内事業場の設置後、60日を超えない期間に限り適用するものとする。

附　則（平成３年３月27日告示第287号）

この告示は、平成３年４月１日から施行する。

別表（その１）（告示第１の１のただし書関係）

要　　件	計　測　法
１　指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記１(3)又は(4)
２　指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の 80 パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
３　小規模な生活排水等であつて、その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	
４　特定排出水の汚染状態が常に一定である場合	告示別記１(3)
５　新たに設置若しくは構造等の変更がされた特定施設に係る特定排出水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排出水の場合	
６　前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合	告示別記１(3)又は(4)

別表（その２）（告示第２の１のただし書関係）

要　　件	計　測　法
１　指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記２(3)
２　指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の80パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
３　小規模な生活排水等であつて、その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	
４　前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない 事情があると認められる場合	

別表（その３）（告示第２の３関係）

要　　件	計　測　法	
小規模な生活排水等であって、用水の量と特定排出水の量との関係が一定であり、かつ、用水の量の計測から間接的に特定排出水の量を計測した場合に、特定排出水の量を直接計測した場合と同程度の計測精度が得られると認められる特定排出水の場合	日平均排水量が400㎥以上の指定地域内事業場	告示別記２(1)又は(2)
	日平均排水量が400㎥未満の指定地域内事業場	告示別記２(1)、(2)又は(3)

別表（その４）（告示第４の２のただし書関係）

要　　件	計　測　法			
	排出水の汚染状態	特定排出水以外の排出水の汚染状態	排出水の量	特定排出水以外の排出水の量
１　指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記１(3)又は(4)	告示別記１(3)又は(4)	告示別記２(3)	告示別記２(3)
２　指定地域内事業場に特定排出水以外の排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の特定排出水以外の排出水の汚濁負荷量の80パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも量が少ないと認められる特定排出水以外の排出水の場合				
３　特定排出水以外の排出水の汚染状態が常に一定である場合		告示別記１(3)		
４　前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合	告示別記１(3)又は(4)	告示別記１(3)又は(4)	告示別記２(3)	告示別記２(3)

資料11

窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法に関する知事の定める要件及び計測法
平成14年７月12日（愛知県告示第546号（一部改正　平成16年４月２日告示愛知県第320号））

窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平成13年環境省告示第77号。以下「告示」という。）第１の１ただし書、第２の１ただし書、第２の３及び第４の２ただし書の規定に基づき、これらの規定を適用できる場合の要件を別表の左欄のとおり定め、その要件に該当する場合の計測法を同表の右欄のとおり定め、平成14年10月１日から施行する。ただし、別表（その１）５の項に掲げる要件及び計測法は、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の設置若しくは構造等の変更後又は指定地域内事業場の設置後、60日を超えない期間に限り適用するものとする。

別表（その１）（告示第１の１のただし書関係）

要　　件	計　測　法
１　指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記１(3)又は(4)
２　指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の 80 パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
３　小規模な生活排水等であつて、その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	
４　特定排出水の汚染状態が常に一定である場合	
５　新たに設置若しくは構造等の変更がされた特定施設に係る特定排出水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排出水の場合	
６　前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合	

別表（その２）（告示第２の１のただし書関係）

要　　件	計　測　法
１　指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記２(3)
２　指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の80パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
３　小規模な生活排水等であつて、その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	
４　前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない 事情があると認められる場合	

別表（その３）（告示第２の３関係）

要　　件	計　測　法	
小規模な生活排水等であって、用水の量と特定排出水の量との関係が一定であり、かつ、用水の量の計測から間接的に特定排出水の量を計測した場合に、特定排出水の量を直接計測した場合と同程度の計測精度が得られると認められる特定排出水の場合	日平均排水量が400㎥以上の指定地域内事業場	告示別記２⑴又は⑵
	日平均排水量が400㎥未満の指定地域内事業場	告示別記２⑴、⑵又は⑶

別表（その４）（告示第４の２のただし書関係）

要　　件	計　測　法			
	排出水の汚染状態	特定排出水以外の排出水の汚染状態	排出水の量	特定排出水以外の排出水の量
１　指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記１⑶又は⑷	告示別記１⑶又は⑷	告示別記２⑶	告示別記２⑶
２　指定地域内事業場に特定排出水以外の排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の特定排出水以外の排出水の汚濁負荷量の80パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも量が少ないと認められる特定排出水以外の排出水の場合				
３　特定排出水以外の排出水の汚染状態が常に一定である場合				
４　前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合	告示別記１⑶又は⑷		告示別記２⑶	告示別記２⑶

資料12

りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法に関する知事の定める要件及び計測法
平成14年７月12日（愛知県告示第547号（一部改正　平成16年４月２日愛知県告示第321号））

りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平成13年環境省告示第78号。以下「告示」という。）第１の１ただし書、第２の１ただし書、第２の３及び第４の２ただし書の規定に基づき、これらの規定を適用できる場合の要件を別表の左欄のとおり定め、その要件に該当する場合の計測法を同表の右欄のとおり定め、平成14年10月１日から施行する。ただし、別表（その１）５の項に掲げる要件及び計測法は、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の設置若しくは構造等の変更後又は指定地域内事業場の設置後、60日を超えない期間に限り適用するものとする。

別表（その１）（告示第１の１のただし書関係）

要　　件	計　測　法
１　指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記１(3)又は(4)
２　指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の 80 パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
３　小規模な生活排水等であつて、その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	
４　特定排出水の汚染状態が常に一定である場合	
５　新たに設置若しくは構造等の変更がされた特定施設に係る特定排出水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排出水の場合	
６　前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合	

別表（その２）（告示第２の１のただし書関係）

要　　件	計　測　法
１　指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記２(3)
２　指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の80パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
３　小規模な生活排水等であつて、その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	
４　前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない 事情があると認められる場合	

別表（その３）（告示第２の３関係）

要　　件	計　測　法	
小規模な生活排水等であって、用水の量と特定排出水の量との関係が一定であり、かつ、用水の量の計測から間接的に特定排出水の量を計測した場合に、特定排出水の量を直接計測した場合と同程度の計測精度が得られると認められる特定排出水の場合	日平均排水量が400㎥以上の指定地域内事業場	告示別記２(1)又は(2)
	日平均排水量が400㎥未満の指定地域内事業場	告示別記２(1)、(2)又は(3)

別表（その４）（告示第４の２のただし書関係）

要　　件	計　測　法			
	排出水の汚染状態	特定排出水以外の排出水の汚染状態	排出水の量	特定排出水以外の排出水の量
１　指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記１(3)又は(4)	告示別記１(3)又は(4)	告示別記２(3)	告示別記２(3)
２　指定地域内事業場に特定排出水以外の排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の特定排出水以外の排出水の汚濁負荷量の80パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも量が少ないと認められる特定排出水以外の排出水の場合				
３　特定排出水以外の排出水の汚染状態が常に一定である場合				
４　前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合	告示別記１(3)又は(4)		告示別記２(3)	告示別記２(3)

資料13

水質汚濁防止法施行規則第９条の２第１項第２号ただし書に規定する知事が定める排水の期間
昭和55年５月30日（愛知県告示第624号（改正　平成３年３月27日告示第288号））

水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第２号）第９条の２第１項第２号ただし書の規定に基づき、同規定の測定に係る排水の期間を、別表の左欄に掲げる要件ごとに当該右欄に掲げる排水の期間のとおり定め、昭和55年７月１日から施行する。ただし、別表中４の項に掲げる排水の期間は、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の設置若しくは構造等の変更後又は指定地域内事業場の設置後、60日を超えない期間に限り適用するものとする。

附　則（平成３年３月27日告示第288号）

１　この告示は、平成３年４月１日から施行する。

２　この告示施行の際、現に設置されている処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽（設置の工事中のものを含む。）から排出される特定排出水であって、改正後の別表中第３の項に掲げる要件に該当するものにあっては、同項に掲げる排水の期間にかかわらず、平成３年９月30日までの間は、なお従前の例による。

別表

<table>
<tr><th colspan="3">要　　件</th><th>排水の期間</th></tr>
<tr><td colspan="3">１　指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合（日平均排水量が 400 立方メートル以上の指定地域内事業場に限る。）</td><td>７日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">２　指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の 80 パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合</td><td>日平均排水量が 400 立方メートル以上の指定地域内事業場</td><td>３０日</td></tr>
<tr><td>日平均排水量が 400 立方メートル未満の指定地域内事業場</td><td>９０日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">３　小規模な生活排水等であつて、その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合</td><td rowspan="2">特定施設に該当しない、し尿浄化槽(処理対象人員が 200 人以下のもの)、社員食堂のちゆう房施設等の生活に伴う施設から排出される特定排出水</td><td>日平均排水量が 400 立方メートル以上の指定地域内事業場</td><td>９０日</td></tr>
<tr><td>日平均排水量が 400 立方メートル未満の指定地域内事業場</td><td>１８０日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の特定排出水</td><td>日平均排水量が 400 立方メートル以上の指定地域内事業場</td><td>３０日</td></tr>
<tr><td>日平均排水量が 400 立方メートル未満の指定地域内事業場</td><td>３０日</td></tr>
<tr><td colspan="3">４　新たに設置若しくは構造等の変更がされた特定施設に係る特定排出水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排出水の場合(日平均排水量が 400 立方メートル以上の指定地域内事業場に限る。）</td><td>３日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">５　指定地域内事業場に特定排出水以外の排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の特定排出水以外の排出水の汚濁負荷量の80パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも量が少ないと認められる特定排出水以外の排出水の場合</td><td>日平均排水量が 400 立方メートル以上の指定地域内事業場</td><td>３０日</td></tr>
<tr><td>日平均排水量が 400 立方メートル未満の指定地域内事業場</td><td>９０日</td></tr>
<tr><td colspan="3">６　前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合（日平均排水量が 400 立方メートル以上の指定地域内事業場に限る。）</td><td>７日</td></tr>
</table>

4　汚濁負荷量測定手法届出書　記入例

様式第１０（第９条の２関係）

汚濁負荷量測定手法届出書

提出年月日を記入する。

平成 ○○年○○月○○日

春日井市長 殿

工場長等の代表権を有しない者が届出者となる場合、代表者の委任状が必要。

住　　所　***名古屋市中区三の丸３丁目１－２***

届出者　氏名又は名称　***アイチ化学工業株式会社***　印

法人にあっては代表者氏名　***代表取締役　愛知太郎***

水質汚濁防止法第１４条第３項の規定により、汚濁負荷量の測定手法について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	***アイチ化学工業株式会社 第一工場***	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	***春日井市更生町１－１０***	※受理年月日	年　月　日
△汚濁負荷量の測定手法	別紙のとおり。	※備考	

所定の用紙に記入する。

備考　１　△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

２　※印の欄には、記載しないこと。

３　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。

４　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

当該汚濁負荷量の測定前までに提出（水質汚濁防止法第 14 条第 3 項）。

別紙

測定場所ごとに記入する。

汚濁負荷量の測定手法

昭和 54 年環境省告示第 20 号別記１の(1)～(4)の計測法（P65、66 参照）のうち該当するものを番号で記入する。

昭和 54 年環境省告示第 20 号別記２の(1)～(3)の計測法（P65、66 参照）のうち該当するものを番号で記入する。

指定項目の別	ＣＯＤ

1	特定排出水の区分	計測方法			計測場所
		汚染状態	特定排出水の量	その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項	
	Ａ	１（１）	２（１）	別添１－１	別図のとおり
	Ｂ	１（３）	２（３）	別添１－２	
2	特定排出水の区分	特定排出水の１日当たりの汚濁負荷量の算定方法			
	Ａ	負荷量演算器　Ｃ・Ｑ×１０$^{-3}$＝Ｌ			
	Ｂ	手計算　Ｃ・Ｑ×１０$^{-3}$＝Ｌ			
3	参考事項				

別添として所定の用紙に記入する。

工場全体の配置図等を添付し、計測場所を明示する。

備考　汚濁負荷量の測定手法の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。

別紙

測定場所ごとに記入する。

汚濁負荷量の測定手法

平成 13 年環境省告示第 77 号別記１の(1)～(4)の計測法（Ｐ67、68 参照）のうち該当するものを番号で記入する。

平成 13 年環境省告示第 77 号別記２の(1)～(3)の計測法（Ｐ67、68 参照）のうち該当するものを番号で記入する。

指定項目の別	***窒素含有量***

		計測方法			
1	特定排出水の区分	汚染状態	特定排出水の量	その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項	計測場所
	A	***1（1）***	***2（1）***	***別添１－１***	別図のとおり
	B	***1（3）***	***2（3）***	***別添１－２***	

別添として所定の用紙に記入する。

工場全体の配置図等を添付し、計測場所を明示する。

2	特定排出水の区分	特定排出水の１日当たりの汚濁負荷量の算定方法
	A	***負荷量演算器　C・Q×１０$^{-3}$＝L***
	B	***手計算　　C・Q×１０$^{-3}$＝L***
3	参考事項	

備考　汚濁負荷量の測定手法の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。

別紙

測定場所ごとに記入する。

汚濁負荷量の測定手法

平成 13 年環境省告示第 78 号別記１の(1)～(4)の計測法（Ｐ69、70 参照）のうち該当するものを番号で記入する。

平成 13 年環境省告示第 78 号別記２の(1)～(3)の計測法（Ｐ69、70 参照）のうち該当するものを番号で記入する。

指定項目の別	りん含有量

		計測方法			
1	特定排出水の区分	汚染状態	特定排出水の量	その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項	計測場所
	A	1（1）	2（1）	別添２－１	別図のとおり
	B	1（3）	2（3）	別添２－２	

別添として所定の用紙に記入する。

工場全体の配置図等を添付し、計測場所を明示する。

2	特定排出水の区分	特定排出水の１日当たりの汚濁負荷量の算定方法
	A	負荷量演算器　$C \cdot Q \times 10^{-3} = L$
	B	手計算　$C \cdot Q \times 10^{-3} = L$
3	参考事項	

備考　汚濁負荷量の測定手法の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。

別添１－１

その他の汚濁負荷量の測定の必要な事項

別紙の測定場所に対応した区分を記入する。

測定の対象に○をつける。

指定項目の別	ＣＯＤ

特定排出水の区分	A	・特定排出水 ・特定排出水以外の排出水 ・排　出　水

汚染状態の計測方法

水質自動計測器等の種類（注２）	選定の根拠	計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠
○○㈱製　○○型　ＵＶ計	当社の特定排出水の計測に適しているため。	毎　日		

工事着手予定年月日 計測開始予定年月日	換算式（注３）	換算式の根拠	備考
平成○○年○○月○○日 平成○○年○○月○○日	y＝38.729x－2.8549	試 料 数　n＝30　　変動係数　ＣＶx＝0.0737　ＣＶy＝2.5903 期　間　○年○月○日～○年○月○日 相関係数　r＝0.9696　　標準偏差　σｘ＝0.1866　σｙ＝0.2131	

量の計測方法

流量計等の種類（注２）	選定の根拠	計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠
パーシャルフリューム式流量計	開渠、落差が小さい。	毎　日		

工事着手予定年月日 計測開始予定年月日	※　換算式（注３）	※　換算式の根拠	備考
年　月　日 平成○○年○○月○○日			

排水変動のパターン等を記入する。

注　１　特定排出水の区分ごとに記入すること。
　　２　形状図、仕様書（又はカタログ）等を添付すること。
　　３　換算式の算定の基礎となったグラフ、データ等を添付すること。

※　用水の量を計測することにより、特定排出水の量又は特定排出水以外の排出水の量を計測する場合のみ記入。

別添１－２

その他の汚濁負荷量の測定の必要な事項

日平均排水量が 400m³/日以上の事業場で昭和 54 年環境省告示第 20 号別記１(1)以外の計測法により計測する場合、同告示別記１(1) の計測法によることが技術的に適当でない等の根拠を記入する。

別紙の測定場所に対応した区分を記入する。

測定の対象に○をつける。

指定項目の別	COD

特定排出水の区分	B	・特定排出水	・特定排出水以外の排出水	・排　出　水

汚染状態の計測方法

水質自動計測器等の種類（注２）	選定の根拠	計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠
指定計測法（ＪＩＳ法）		***１回／９０日***	***県告示 別表(その１)－３ 別表－３***	***小規模な生活排水のため（排水量２０m³／日）***

工事着手予定年月日 計測開始予定年月日	換算式（注３）	換算式の根拠	備考
年　月　日 ***平成○○年○○月○○日***		試料数 n＝　　変動係数 CVx＝ CVy＝ 期　間 相関係数 r＝　　標準偏差 σx＝ σy＝	

昭和 54 年環境省告示第 20 号のただし書きの要件を適用する場合、昭和 55 年県告示第 623 号の別表（P71、72 参照）中該当する番号を記入する。

量の計測方法

流量計等の種類（注２）	選定の根拠	計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠
せ　き（JIS K0094 の８）		***１回／９０日***	***県告示 別表(その２)－３***	***小規模な生活排水のため（排水量２０m³／日）***

工事着手予定年月日 計測開始予定年月日	※　換算式（注３）	※　換算式の根拠	備考
年　月　日 ***平成○○年○○月○○日***			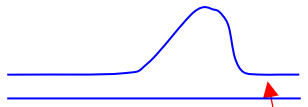

排水変動のパターン等を記入する。

注　１　特定排出水の区分ごとに記入すること。
　　２　形状図、仕様書（又はカタログ）等を添付すること。
　　３　換算式の算定の基礎となったグラフ、データ等を添付すること。

※　用水の量を計測することにより、特定排出水の量又は特定排出水以外の排出水の量を計測する場合のみ記入。

別添２－１

その他の汚濁負荷量の測定の必要な事項

別紙の測定場所に対応した区分を記入する。

測定の対象に○をつける。

指定項目の別	窒素含有量

特定排出水の区分	A	・特定排出水	・特定排出水以外の排出水	・排　出　水

汚染状態の計測方法

水質自動計測器等の種類（注２）	選定の根拠	計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠
○○㈱製　○○型（アルカリ性ペルオキソ二硫酸カリウム分解－紫外線吸光光度法）	***当社の特定排出水の計測に適しているため。***	***毎　日***		

工事着手予定年月日 計測開始予定年月日	自動計測器の性能基準（注３） ゼロ校正液	標準試料溶液	実試料	備考
平成○○年***○○***月***○○***日 ***平成○○***年***○○***月***○○***日	・計測回数：***５***回 ・各計測値とその平均値との差の、最大目盛値に対する比率： ***－５*** ～ ***５*** ％	・計測回数：***５***回 ・計測値の平均値と標準試料溶液濃度との差の標準試料溶液濃度に対する比率［又は濃度差］： ***１０*** ％ ［　　mgN/L］	・計測回数：***１０***回 ・計測値の平均値と指定計測法による測定値の平均値との誤差率（注４）［又は濃度差］： ***１０*** ％ ［　　mgN/L］	

量の計測方法

流量計等の種類（注２）	選定の根拠	計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠
パーシャルフリューム式流量計	***開渠、落差が小さい。***	***毎　日***		

工事着手予定年月日 計測開始予定年月日	※　換算式（注３）	※　換算式の根拠	備考
年　月　日 ***平成○○***年***○○***月***○○***日			

排水変動のパターン等を記入する。

注　１　特定排出水の区分ごとに記入すること。
２　形状図、仕様書（又はカタログ）等を添付すること。
３　性能基準及び換算式の算定の基礎となったグラフ、データ等を添付すること。
４　誤差率は、次式により求めること。

$$誤差率(\%) = \frac{[自動計測器の計測値の平均値] - [指定計測法の測定値の平均値]}{[指定計測法の測定値の平均値]} \times 100$$

※　用水の量を計測することにより、特定排出水の量又は特定排出水以外の排出水の量を計測する場合のみ記入。

別添２－２

その他の汚濁負荷量の測定の必要な事項

日平均排水量が 400m³/日以上の事業場で平成 13 年環境省告示第 77 号別記１(1)以外の計測法により計測する場合、同告示別記１(1) の計測法によることが技術的に適当でない等の根拠を記入する。

別紙の測定場所に対応した区分を記入する。

測定の対象に○をつける。

指定項目の別	窒素含有量

特定排出水の区分	B	・特定排出水	・特定排出水以外の排出水	・排　出　水

汚染状態の計測方法

水質自動計測器等の種類（注２）	選定の根拠	計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠
指定計測法（ＪＩＳ法）		***１回／９０日***	***県告示 別表(その１)－３ 別表－３***	***小規模な生活排水のため（排水量２０m³／日）***

工事着手予定年月日 計測開始予定年月日	自動計測器の性能基準（注３） ゼロ校正液	標準試料溶液	実試料	備考
年　月　日 ***平成○○年○○月○○日***	・計測回数：　回 ・各計測値とその平均値との差の、最大目盛値に対する比率：　～　%	・計測回数：　回 ・計測値の平均値と標準試料溶液濃度との差の標準試料溶液濃度に対する比率［又は濃度差］：　% ［　mgN/L］	・計測回数：　回 ・計測値の平均値と指定計測法による測定値の平均値との差率（注４）［又は濃度差］　% ［　mgN/L］	

平成 13 年環境省告示第 77 号のただし書きの要件を適用する場合、平成 14 年県告示第 546 号の別表（P73、74 参照）中該当する番号を記入する。

量の計測方法

流量計等の種類（注２）	選定の根拠	計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠
せ　き（JIS K0094 の８）		***１回／９０日***	***県告示 別表(その２)－３***	***小規模な生活排水のため（排水量２０m³／日）***

工事着手予定年月日 計測開始予定年月日	※　換算式（注３）	※　換算式の根拠	備考
年　月　日 ***平成○○年○○月○○日***			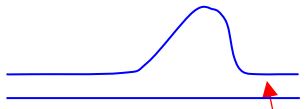

排水変動のパターン等を記入する。

注　１　特定排出水の区分ごとに記入すること。
２　形状図、仕様書（又はカタログ）等を添付すること。
３　性能基準及び換算式の算定の基礎となったグラフ、データ等を添付すること。
４　誤差率は、次式により求めること。

$$誤差率(\%) = \frac{[自動計測器の計測値の平均値] - [指定計測法の測定値の平均値]}{[指定計測法の測定値の平均値]} \times 100$$

※　用水の量を計測することにより、特定排出水の量又は特定排出水以外の排出水の量を計測する場合のみ記入。

別添３－１

その他の汚濁負荷量の測定の必要な事項

別紙の測定場所に対応した区分を記入する。

測定の対象に○をつける。

指定項目の別	りん含有量

特定排出水の区分	A	・特定排出水	・特定排出水以外の排出水	・排　出　水

汚染状態の計測方法

水質自動計測器等の種類（注２）	選定の根拠	計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠
○○㈱製　○○型（ペルオキソ二硫酸カリウム分解ーモリブデン青吸光光度法）	***当社の特定排出水の計測に適しているため。***	***毎　日***		

工事着手予定年月日 計測開始予定年月日	自動計測器の性能基準（注３） ゼロ校正液	標準試料溶液	実試料	備考
平成○○年***○○***月***○○***日 ***平成○○***年***○○***月***○○***日	・計測回数：　***５***　回 ・各計測値とその平均値との差の、最大目盛値に対する比率： ***－５***　～　***５***　％	・計測回数：　***５***　回 ・計測値の平均値と標準試料溶液濃度との差の標準試料溶液濃度に対する比率［又は濃度差］： ***１０***　％ ［　　mgP/L］	・計測回数：　***１０***　回 ・計測値の平均値と指定計測法による測定値の平均値との誤差率（注４）［又は濃度差］： ***１０***　％ ［　　mgP/L］	

量の計測方法

流量計等の種類（注２）	選定の根拠	計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠
パーシャルフリューム式流量計	***開渠、落差が小さい。***	***毎　日***		

工事着手予定年月日 計測開始予定年月日	※　換算式（注３）	※　換算式の根拠	備考
年　月　日 ***平成○○***年***○○***月***○○***日			

排水変動のパターン等を記入する。

注　１　特定排出水の区分ごとに記入すること。
　　２　形状図、仕様書（又はカタログ）等を添付すること。
　　３　性能基準及び換算式の算定の基礎となったグラフ、データ等を添付すること。
　　４　誤差率は、次式により求めること。

$$\text{誤差率}(\%) = \frac{[\text{自動計測器の計測値の平均値}] - [\text{指定計測法の測定値の平均値}]}{[\text{指定計測法の測定値の平均値}]} \times 100$$

※　用水の量を計測することにより、特定排出水の量又は特定排出水以外の排出水の量を計測する場合のみ記入。

別添３－２

その他の汚濁負荷量の測定の必要な事項

日平均排水量が 400m³/日以上の事業場で平成 13 年環境省告示第 78 号別記１(1)以外の計測法により計測する場合、同告示別記１(1) の計測法によることが技術的に適当でない等の根拠を記入する。

別紙の測定場所に対応した区分を記入する。

測定の対象に○をつける。

指定項目の別	りん含有量

特定排出水の区分	B	・特定排出水	・特定排出水以外の排出水	・排　出　水

汚染状態の計測方法

水質自動計測器等の種類（注２）	選定の根拠	計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠
指定計測法（ＪＩＳ法）		***１回／９０日***	***県告示 別表(その１)－３ 別表－３***	***小規模な生活排水のため（排水量２０m³／日）***

工事着手予定年月日 計測開始予定年月日	自動計測器の性能基準（注３）			備考
	ゼロ校正液	標準試料溶液	実試料	
年　月　日 ***平成○○年○○月○○日***	・計測回数：　回 ・各計測値とその平均値との差の、最大目盛値に対する比率： ～　%	・計測回数：　回 ・計測値の平均値と標準試料溶液濃度との差の標準試料溶液濃度に対する比率［又は濃度差］： % ［　mgP/L］	・計測回数：　回 ・計測値の平均値と指定計測法による測定値の平均値との誤差率（注４）［又は濃度差］： % ［　mgP/L］	

平成 13 年環境省告示第 78 号のただし書きの要件を適用する場合、平成 14 年県告示第 547 号の別表（Ｐ75、76 参照）中該当する番号を記入する。

量の計測方法

流量計等の種類（注２）	選定の根拠	計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠
せ　き（JIS K0094 の８）		***１回／９０日***	***県告示 別表(その２)－３***	***小規模な生活排水のため（排水量２０m³／日）***

工事着手予定年月日 計測開始予定年月日	※　換算式（注３）	※　換算式の根拠	備考
年　月　日 ***平成○○年○○月○○日***			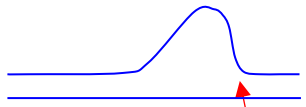

排水変動のパターン等を記入する。

注　１　特定排出水の区分ごとに記入すること。
　　２　形状図、仕様書（又はカタログ）等を添付すること。
　　３　性能基準及び換算式の算定の基礎となったグラフ、データ等を添付すること。
　　４　誤差率は、次式により求めること。

$$誤差率(\%) = \frac{[自動計測器の計測値の平均値] - [指定計測法の測定値の平均値]}{[指定計測法の測定値の平均値]} \times 100$$

※　用水の量を計測することにより、特定排出水の量又は特定排出水以外の排出水の量を計測する場合のみ記入。

別添

汚濁負荷量及び特定排出水等の量の補そく率

指定項目の別	COD

計測場所	特定排出水等の窒素含有量（mg／L）	特定排出水等の量（m^3／日）	補そく率(%)	特定排出水等の汚濁負荷量（kg／日）	補そく率(%)	備考
A	20.0	500.0	962	100.0	943	○○㈱製○○型 パーシャルフリューム式流量計
B	30.0	20.0	38	0.60	5.7	指定計測法 せき式
合計		520.0	100.0	10.6	100.0	

別添

汚濁負荷量及び特定排出水等の量の補そく率

		指定項目の別	窒素含有量

計測場所	特定排出水等の窒素含有量（mg／L）	特定排出水等の量（m^3／日）	補そく率(%)	特定排出水等の汚濁負荷量（kg／日）	補そく率(%)	備考
A	15	500	96.2	750	92.6	○○㈱製○○型 パーシャルフリューム式流量計
B	30	20	3.8	60	7.4	指定計測法 せき式
合計		520	100.0	81	100.0	

別添

汚濁負荷量及び特定排出水等の量の補そく率

	指定項目の別	りん含有量

計測場所	特定排出水等のりん含有量（mg／L）	特定排出水等の量（m^3／日）	補そく率(%)	特定排出水等の汚濁負荷量（kg／日）	補そく率(%)	備考
A	2.0	500.	96.2	10.0	94.3	○○㈱製○○型 パーシャルフリューム式流量計
B	3.0	20.	3.8	0.06	5.7	指定計測法 せき式
	.	.	.	.	.	
	.	.	.	.	.	
	.	.	.	.	.	
	.	.	.	.	.	
	.	.	.	.	.	
	.	.	.	.	.	
	.	.	.	.	.	
	.	.	.	.	.	
合計		520.	100.0	10.06	100.0	

第７次水質総量規制の概要

平成２６年６月

春日井市環境部環境保全課

電話(0568)85-6217
FAX (0568)84-8731